



魚沼市環境ロゴマーク  
「清らかな川がずっとつづくように」



# 第三次魚沼市 環境基本計画

豊かな自然と人が共生するまちづくり

令和8(2026)年度～令和17(2035)年度



令和8年3月  
魚沼市



# 第三次魚沼市環境基本計画

令和8(2026)年度～令和17(2035)年度

令和8年3月

魚沼市

## はじめに



魚沼市ではこれまで、豊かな自然と共生するまちづくりを目指し、環境保全や資源循環に向けたさまざまな取り組みを進めてまいりました。市民の皆さま、事業者の皆さま、そして地域の多くの関係者のご協力により、私たちのふるさと魚沼は、清らかな水、豊かな森林、四季折々の風景といった貴重な環境を次の世代へ受け継ぐための確かな歩みを続けています。しかし、気候変動の進行や生物多様性の喪失、生活様式の変化に伴う環境負荷の増大など、私たちを取り巻く環境課題は一段と複雑化し、対応のスピードと実効性がこれまで以上に求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では「第三次魚沼市環境基本計画」を策定しました。本計画は、これまでの取り組みを総括しつつ、2050年のカーボンニュートラルの実現、生態系の保全と再生、循環型社会の深化、そして安全・安心で快適な生活環境の確保を柱とするものです。また、環境施策を行政だけのものとせず、市民・地域団体・企業等が互いに連携し、魚沼らしい持続可能な社会を築いていくための指針として位置づけています。

未来の魚沼を守り育てるためには、一人ひとりの行動が大きな力となります。小さな工夫や気づきが積み重なることで、地域全体の環境価値は確かに高まります。私たちは、自然と共に生きるこの土地の恵みを大切に、その豊かさを次代へ確実につなぐ責任を負っています。

本計画が、市民の皆さまの行動と地域のさらなる協働を促す道標となり、持続可能で魅力ある魚沼の実現に向けてともに歩む契機となることを心より期待しています。

令和8年3月  
魚沼市長 内田 幹夫

# 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の背景と目的 .....	1
第2節 計画の位置づけ .....	7
第3節 計画の対象 .....	8
第4節 計画期間 .....	8
<b>第2章 魚沼市の目指す環境の姿</b> .....	<b>9</b>
第1節 目指す環境像 .....	9
第2節 目指すまちの姿 .....	9
<b>第3章 現状と課題、施策の方向</b> .....	<b>10</b>
第1節 豊かな自然環境の保全と育成 .....	11
(1) 四季豊かな自然の保全と継承 .....	11
(2) 森林の整備・保全 .....	16
第2節 豊かな自然がもたらす「ウェルビーイング/高い生活の質」を 実感できる暮らしの実現 .....	19
(1) 自然環境を活用した地域づくりの推進 .....	19
(2) 森林資源の利活用の推進 .....	23
第3節 自然への親しみや学びの機会を通して誇りを持てるふるさとづくり .....	25
(1) 環境教育と環境学習の推進 .....	25
(2) 市民協働による自然環境保全活動の推進 .....	26
第4節 気候変動への適応及び対策 .....	28
(1) 地球温暖化対策の推進 .....	28
(2) 熱中症対策・気候変動への適応 .....	31
第5節 持続可能な循環型社会の構築 .....	33
(1) ごみの減量化とリサイクルの推進 .....	33
(2) バイオマスの利活用 .....	37
第6節 安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現 .....	38
(1) 身近な生活環境の保全 .....	38
(2) 鳥獣被害対策 .....	39
(3) 公害の抑制 .....	41
<b>第4章 計画の推進体制</b> .....	<b>44</b>
第1節 推進体制の整備 .....	44
第2節 計画推進の考え方 .....	46

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画の背景と目的

### 1. 第三次環境基本計画策定の背景

魚沼市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本理念と基本方針を定めた魚沼市環境基本条例を、平成21(2009)年4月に制定しました。

平成21(2009)年5月には、恵み豊かな自然環境を守り育てるために「魚沼市自然環境都市」を宣言し、市民が豊かな自然環境の恵みを将来にわたって享受する権利を有することと、引き継ぐ義務を担っていることについても言及しています。

さらに、平成22(2010)年度を「環境政策元年(緑の年2010)」と位置づけ、多岐にわたる環境施策について積極的な取組を行ってきました。

また、「魚沼市自然環境都市宣言」を具体化するために、美しい魚沼の四季とこれを織りなす豊かな自然を市民が愛護し、及び保全することによって、自然と市民生活の調和を維持し、将来の世代に継承することを目的として、平成28(2016)年に魚沼市自然環境保全条例を制定しました。

このような中、魚沼市環境基本条例の基本理念を継続して実現するために、第1次魚沼市環境基本計画に継ぐ計画として、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間を計画期間とする第2次魚沼市環境基本計画を策定し、令和2(2020)年度には計画を一部見直ししました。

第2次計画の期限を迎え、社会情勢の変化や、地球温暖化対策をより推進する必要があるため、第三次魚沼市環境基本計画を策定します。

## 魚沼市自然環境都市宣言

(平成21(2009)年5月1日)

魚沼市は、越後三山に連なる山々に抱かれ、魚野川、破間川に代表される多くの清らかな河川、湖沼を有し、水と緑に育まれた美しいまちです。

森林は、水源をかん養し、水質を浄化し、洪水などの自然災害を防ぐ役割を果たしています。また、里山に咲く山野草は私たちにやすらぎと潤いを、山菜やきのこは私たちに恵みを与えてくれます。

私たちは、自然と調和し、健康で快適な生活を営む権利を有するとともに、この豊かな自然を未来に生きる子どもたちに引き継がなければなりません。

魚沼市は、恵み豊かな自然環境を守り、育てるため、ここに「自然環境都市」を宣言します。

## 2. 第2次環境基本計画の取組と検証

第2次魚沼市環境基本計画では、自然環境の保全や活用、循環型社会環境の整備を始めとする各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

自然環境の保全では、平成28(2016)年に制定した魚沼市自然環境保全条例に基づき、生物多様性の保全を推進するため、保全地区及び保護動植物を7件指定しました。

循環型社会環境の整備としては、平成28(2016)年度策定した魚沼市一般廃棄物処理基本計画に基づき事業を進めるとともに、必要に応じて見直しを行い、直近では令和5(2023)年度に一部改訂を行いました。

地球温暖化の対策に関しては、令和6(2024)年3月において、令和12(2030)年度までに、基準年度の平成25(2013)年度比で46%削減の目標とする魚沼市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定を行いました。これに伴い、令和32(2050)年の脱炭素社会の実現に向けて取組の強化を図るため、令和7(2025)年2月19日に市長と市議会議長が令和32(2050)年までにカーボンニュートラル<sup>※1</sup>実現を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を共同表明しました。

第2次魚沼市環境基本計画で定めた環境指標に関しては、4つの分野から34項目の環境指標が設定されていますが、令和6(2024)年度の実績値で目標値を達成したのは16項目でした。

豊かな自然の保全と育成及び自然の恵みをいかす仕組みづくりの推進では、森林と里山の再生や森林資源の利活用について検討の必要があり、ごみの減量化とリサイクルの推進に関しては、後述する国の第五次循環型社会形成推進基本計画の考え方を広く市民に広げていながら4R<sup>※2</sup>を一層推進し、資源として転換していく必要があります。

### ※1 カーボンニュートラル

二酸化炭素など温室効果ガスの排出量と植林、森林管理などによる吸収量を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」に抑えるということ。これは、温室効果ガスの排出量を可能な限り削減し、削減しきれなかった排出量を森林による吸収や二酸化炭素回収技術によって相殺することで達成される。

### ※2 4R (フォーアール)

廃棄物処理やリサイクルを推進する上での優先順位。「①ゴミの発生回避=リフューズ(Refuse)」「②ゴミの発生抑制=リデュース(Reduce)」「③再使用=リユース(Reuse)」「④再資源化=リサイクル(Recycle)」の頭文字をとって「4R」と呼ぶ。

## コラム ゼロカーボンシティ宣言

「ゼロカーボンシティ」とは「2050年にCO<sub>2</sub>(二酸化炭素)排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自ら又は地方自治体として公表した地方自治体」のことを示します。排出量の実質ゼロとは、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間で均衡を達成することを言います。

令和7(2025)年6月30日時点では、1,182自治体が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」表明しています。

■ 第2次魚沼市環境基本計画環境指標達成状況一覧

指標項目		単位	H26年度 《当初値》	R6年度 《実績値》	R7年度 【目標値】	達成率 (R6/R7)	目標年との比較	判定	評価 S・A・B・C・D	
1 豊かな自然の保全と育成	<b>(1) 豊かな自然と美しい自然景観の保全</b>									
	国立・国定公園の指定箇所数	箇所	2	2	2	100.0%	充足	○	B	
	国立・国定公園の指定面積	ha	47,005	47,005	47,005	100.0%	充足	○		
	鳥獣保護区の面積	ha	49,522	49,522	49,522	100.0%	充足	○		
	県立自然公園、自然（緑地）環境保全地域の指定	箇所	1	1	1	100.0%	充足	○		
	市指定天然記念物の指定件数	件	8	6	8	75.0%	2件不足	△		
	市指定自然環境保全地区の指定箇所数	箇所	0	7	5	140.0%	充足	◎		
	1 豊かな自然の保全と育成	<b>(2) 森林と里山の再生</b>								
		森林体験学習の参加者数	人	216	141	370	38.1%	229人不足	×	C
		森林整備面積（累積）	ha	562	1,254	1,063	118.0%	充足	○	
2 自然の恵みを活かす 仕組みづくりの推進	<b>(1) 自然環境を活用した地域づくりの推進</b>									
	都市公園等の施設数	奥只見レクリエーション都市公園	箇所	5	5	5	100.0%	充足	○	B
		都市公園	箇所	10	10	10	100.0%	充足	○	
		農村公園	箇所	17	17	17	100.0%	充足	○	
		その他公園	箇所	26	25	26	96.2%	1箇所不足	△	
	自然を活用した体験事業の参加者数	人	9,199	8,878	9,400	94.4%	522人不足	△		
	<b>(2) 森林資源の利活用の推進</b>									
	森林資源の利用量	t	1,723	2,120	3,300	64.2%	1,180t不足	×	C	
	3 自然に親しみ、 ふるさとの創造	<b>(1) 環境教育と環境学習の推進</b>								
		浅草山麓エコ・ミュージアム事業の参加者数	人	11,803	6,938	25,000	27.8%	18,062人不足	×	C
環境学習講座等の参加者数		人	1,525	3,448	1,700	202.8%	充足	◎		
<b>(2) 市民協働による環境保全活動の推進</b>										
環境保全活動を目的とした団体数		団体	10	19	17	111.8%	充足	○	A	
<b>(1) ごみの減量化とリサイクルの推進</b>										
一般廃棄物の排出量	t	15,158	12,414	11,819	95.0%	595t超過	△	C		
一般廃棄物のリサイクル率	%	17.1	17.9	19.0	94.2%	1.1%不足	△			
一般廃棄物の最終処分（埋立）量	t	1,328	1,029	1,005	97.6%	24t超過	△			
市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量	g	1,075	1,042	990	94.7%	52g超過	△			
<b>(2) 地球温暖化対策の推進</b>										
温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量	t-CO2	314,599 ※23年度	233,520 ※R4年度	232,804	99.7%	716t超過	△ (仮)	C		
再生可能エネルギー機器設置件数（年間）	件	42	24	60	40.0%	36件不足	×			
バイオマスの利用率	%	90.3	88.0	94.0	93.6%	6.0%不足	△			
市内の環境 マネジメント システム 導入事業者 数	① ISO14001	事業者	6	12	10	120.0%	充足		◎	
	② KES	事業者	0	0	4	0.0%	4事業者不足		×	
	③ エコアクション 21	事業者	2	1	10	10.0%	9事業者不足		×	
<b>(3) 公害の抑制と生活環境の保全</b>										
騒音環境基準達成率（指定地域・一般）	%	66.7	100.0	80.0	125.0%	充足	◎	C		
騒音環境基準達成率（指定地域・道路）	%	66.7	83.3	80.0	104.1%	充足	○			
水質汚濁環境基準達成率（指定河川・BOD）	%	100.0	100.0	100.0	100.0%	充足	○			
污水処理人口普及率	%	99.7	99.8	100.0	99.8%	0.2%不足	△			
污水処理水洗化率	%	95.1	97.5	98.0	99.5%	0.5%不足	△			
不法投棄物回収処理量	t	10.4	2.4	5.0	152.0%	充足	◎			
環境美化運動の参加者数	人	12,213	8,933	13,200	67.7%	4,267人不足	×			
4 循環型社会環境の整備										

※ 評価方法については、第二次魚沼市総合計画評価基準に準拠

### 3. 国内の動向や新しい課題への対応と計画の見直し

#### ○第六次環境基本計画

国の第六次環境基本計画が令和6(2024)年5月に閣議決定されました。本計画では、地球が直面する3つの危機として「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」があげられ、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を目的に掲げています。また、森林や水、大気、動植物など自然界でつくられるあらゆる資源のストックを自然資本と定義し、自然資本を維持・回復・充実させる資本・システムを構築し、将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現が、今後の環境政策が果たすべき役割として位置付けられています。

#### ○脱炭素社会の実現

令和7(2025)年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出量をゼロにするカーボンニュートラルを着実に実行させるために、令和12(2030)年度目標の46%削減とあわせ、令和17(2035)年度目標で60%削減、令和22(2040)年度目標で73%削減をにかけています。

また、このことから中長期的な予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向けた、GX投資<sup>\*1</sup>を加速していくことを目標としています。

#### ※1 GX投資

グリーントランスフォーメーションの略であり、GX投資とは、再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギーを活用する取り組みに対して投資を行うもの。化石燃料に依存した社会経済システムを、クリーンエネルギーを中心としたシステムに変革することを目指すもので、日本では経済産業省主導のもと取り組んでいる国家戦略である。

#### コラム ウェルビーイング/高い生活の質とは

ウェルビーイング(Well-being)とは、well(よい)とbeing(状態)からなる、心身ともに満たされた状態を概念として表しています。世界保健機関(WHO)では、ウェルビーイングのことを「個人や社会のよい状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される」と紹介しています。

令和6(2024)年5月に閣議決定された国の環境基本計画においても、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、「ウェルビーイング/高い生活の質」が上位目標として示されました。

国の環境基本計画において「ウェルビーイング/高い生活の質」は、経済の指標であるGDP(Gross Domestic Product/国内総生産)が示す市場価値と非市場価値(国民の自己肯定感などの主観的幸福感など)によって構成され、相乗的効果を図りながら双方を引き上げていくような「新たな成長」をめざす、とされています。

## ○生物多様性の保全

令和5(2023)年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、令和12(2030)年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブを実現するものとしており、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全を行う「30 by 30目標」などが位置づけられています。

## ○循環型社会の形成

国の第五次循環型社会形成推進基本計画が令和6(2024)年8月に閣議決定されました。大量生産、大量消費の一方通行型の経済社会活動から持続可能な形で資源を利用するサーキュラーエコノミー(循環経済)への転換を目指す取組が進められています。

### コラム ネイチャーポジティブとは

ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。国内では、令和5(2023)年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において令和12(2030)年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。

ネイチャーポジティブは「みんなで我慢する」のではなく、「生き物を含めたみんなで豊かになる」ための目標なのです。

環境省が事務局を務める2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)は、ネイチャーポジティブの実現に向けた第一歩として、「ネイチャーポジティブ宣言」を表明してもらうよう呼びかけています。

### コラム 30by30(サーティーバイサーティー)目標とは

30by30目標とは、令和4(2022)年に生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された2030年グローバルターゲットの1つであり、令和12(2030)年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

30by30目標達成のためには、国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上といった国の取組を推進することに加え、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことも重要となっています。

### コラム サーキュラーエコノミーとは

サーキュラーエコノミー(循環経済)とは、大量生産・大量消費・大量廃棄という一方通行の経済システム(リニアエコノミー)に代わり、製品や資源の価値を最大限に長く保ち、廃棄物の発生を最小限に抑えることで、環境負荷を低減しつつ付加価値の最大化を目指す新しい経済システムです。

サーキュラーエコノミーは、資源の効率的・循環的な利用を通じて、環境負荷を低減し、持続可能な経済発展を目指しています。

## ○市民アンケートの結果から（魚沼市の動向）

令和6（2024）年3月に実施した「第三次魚沼市総合計画」（仮称）策定に関する市民アンケート（以下「市民アンケート」という。）の結果において、市政全般の満足度・重要度に関しては、各分野の施策のうち、環境衛生・自然分野における7項目の施策について、満足度が平均より高い項目が5項目ありました。このうち「ごみの収集・処理」が全分野の項目において最も高い満足度となりました。

一方で「地球温暖化対策」は、重要度が高いものの満足度が低い項目となっています。「地球温暖化」については、個別の質問項目において「地球温暖化への関心」を調査しており、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」を合わせた回答が81.4%と、市民は地球温暖化問題への関心が高いことが分かります。このことから「地球温暖化対策」に関しては環境分野の主要施策として、今後優先的に取り組む必要があります。

環境に関する課題として、国内でも様々な課題があげられており、地球温暖化の防止と気候変動に対する緩和と適応<sup>※1</sup>、自然環境の保全と有効な利活用の一方で、野生鳥獣との共存や外来種への対策、廃棄物を資源とした循環型社会の形成など、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、これらの環境問題を多くの市民や事業者から理解していただき、主体的に取り組んでいただくためにも、環境学習の推進や、市民、事業者及び行政の協働による環境保全の推進が、さらに重要となっていきます。

環境を取り巻く動向や課題等に対応し、魚沼市環境基本条例及び環境都市宣言の基本理念の実現と、自然環境の保全や気候変動への適応及び対策並びに循環型社会の推進を始めとした、環境に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進していくため、第2次計画を見直し、第三次魚沼市環境基本計画を策定します。



魚沼市の風景（早春）



魚沼市の風景（春）

### ※1 緩和と適応

地球温暖化の対策として、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制する取組のことを「緩和」といい、この取組を最大限実施しても避けられない気候変動による影響に対して、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにする取組のことを「適応」という。（31ページ参照）

## 第2節 計画の位置づけ

この計画は、本市における環境施策を推進するうえで基本的な計画であり、魚沼市環境基本条例第8条に基づいて策定されています。同条例第3条で定められた基本理念や、魚沼市自然環境都市宣言の理念を実現するために、環境の保全に関する長期的な目標、施策の大綱、環境配慮のための指針を定め、総合的かつ計画的に推進することを目的とするものです。

また本計画は、第三次魚沼市総合計画の環境分野における個別計画として位置づけられるとともに、市の環境分野に関する他の個別計画や、環境に影響を及ぼす施策に対し、基本的な方向性を与えるものです。

さらに、市民、事業者、団体が果たすべき役割や、環境保全に向けた取組の指針を示すものであり、それぞれが実施する取組についても本計画との整合性を配慮することが期待されます。

### ■第三次魚沼市環境基本計画の上位、関連計画について（主要計画を記載）



## 基本理念

（魚沼市環境基本条例第3条）  
（平成19（2007）年4月1日）

- 1 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、生産、消費等の社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な、課題であることを共通の認識として、積極的に推進されなければならない。

## 第3節 計画の対象

本計画が対象とする地域は魚沼市全域とし、対象とする主体は市民、事業者及び市とし、それぞれの立場において役割を担うものとします。

また、本計画における施策の対象や環境の要素は、魚沼市環境基本条例第7条に掲げる次の事項です。

1. 大気、水、土壌、生物等の自然を構成する要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、又は形成すること。
2. 生態系の多様性の確保及び希少な野生生物の保護並びに樹林地、農地、水辺等によって構成される多様な自然環境の適切な保全を図ることにより、自然と人間が共生する豊かな環境を確保すること及び人と自然の豊かなふれあいを確保すること。
3. 潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成並びに文化財その他の歴史的遺産等の保全及び活用を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。
4. 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの消費抑制並びにこれらの循環的な利用等を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。



魚沼市の風景（秋）



魚沼市の風景（冬）

## 第4節 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。ただし、市を取り巻く社会状況の変化や環境課題への対応、技術の進歩等をふまえ、5年後の令和12（2030）年度に見直しを行います。

## 第2章

## 魚沼市の目指す環境の姿

## 第1節 目指す環境像

第三次魚沼市環境基本計画では、本市の特色である豊かな自然環境を踏まえ、目指す環境像（基本理念）を次のように設定します。

「豊かな自然と人が共生するまちづくり」

美しい魚沼の四季、これを織りなす雄大な自然を守り、活かし、親しみながら共生し、魅力あふれるまちづくりをすすめます。

## 第2節 目指すまちの姿

目指す環境像を実現するために、以下の6つの基本目標を設定し、施策を展開します。

## 1. 豊かな自然環境の保全と育成

本市の豊かな自然環境を守り育てながら未来に引き継ぐとともに、生物多様性の保全に努めます。

## 2. 豊かな自然がもたらす「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる暮らしの実現

豊かな自然を享受し心の豊かさを育みながら、市民が幸せに暮らせるまちづくりを進めます。また、豊かな自然環境を資源として有効に活用しながら地域の魅力向上につなげます。

## 3. 自然への親しみや学びの機会を通して誇りを持てるふるさとづくり

環境学習や様々な環境活動を通して地域の魅力を体感し、ふるさとへの郷土愛を高めます。

## 4. 気候変動への適応及び対策

熱中症の対策及び省エネルギー等を推進することで地球温暖化対策に取り組むとともに、気候変動への適応策を推進します。

## 5. 持続可能な循環型社会の構築

ごみの排出量を削減するとともに、再利用、再資源化を推進します。また、再生可能エネルギーの導入を促進し、脱炭素に取り組みます。

## 6. 安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

市民が安心して健康に暮らせる良好な生活環境を保全し、心豊かに暮らせる快適な環境の創出に努めます。

# 第3章 現状と課題、施策の方向

環境像を踏まえ、基本目標と施策を整理しました。

## 環境像：豊かな自然と人が共生するまちづくり

### 第1節 豊かな自然環境の保全と育成

関連するSDGs

- (1) 四季豊かな自然の保全と継承
- (2) 森林の整備・保全



### 第2節 豊かな自然がもたらす「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる暮らしの実現

関連するSDGs

- (1) 自然環境を活用した地域づくりの推進
- (2) 森林資源の利活用の推進



### 第3節 自然への親しみや学びの機会を通して誇りを持てるふるさとづくり

関連するSDGs

- (1) 環境教育と環境学習の推進
- (2) 市民協働による自然環境保全活動の推進



### 第4節 気候変動への適応及び対策

関連するSDGs

- (1) 地球温暖化対策の推進
- (2) 熱中症対策・気候変動への適応



### 第5節 持続可能な循環型社会の構築

関連するSDGs

- (1) ごみの減量化とリサイクルの推進
- (2) バイオマスの利活用



### 第6節 安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

関連するSDGs

- (1) 身近な生活環境の保全
- (2) 鳥獣被害対策
- (3) 公害の抑制



## 第1節 豊かな自然環境の保全と育成

### (1) 四季豊かな自然の保全と継承

#### 現 状

本市は県内第4位の94,676haの広大な面積を有し、そのうち87.5%を森林が占めています。その山林のうち約57%は尾瀬国立公園や越後三山只見国定公園等の自然公園に指定されており、ラムサール条約<sup>※1</sup>湿地に登録されている尾瀬の湿原や、日本百名山に数えられる越後駒ヶ岳・平ヶ岳等の美しい自然を形成しています。

また、本市は日本有数の豪雪地帯であり、山岳部に降り積もった雪は春になると雪解け水になって山麓の支流に流れ、佐梨川、破間川、そして魚野川の清流に注ぎ、市内の田畑を潤し、特産品である魚沼産コシヒカリやユリ等を育てています。

このような豊かな自然環境が生み出す様々な景観は、本市が持つ貴重な財産といえます。刈り取り前に黄金色に輝く田園地帯や枝折峠の雲海、破間川渓谷の雪流れや新緑、紅葉などをはじめ、四季を通して様々な自然景観を楽しむことができます。

本市が有する雄大な自然環境には、国の天然記念物に指定されているイヌワシやヤマネ等の希少な生物が生息しており、イヌワシ等の希少鳥類に極力影響を与えないように配慮して活動している事業者もあります。また、里地・里山、田畑、用水路や溜め池等、我々の生活に身近なところでも多くの動植物を見ることができ、多様な生き物が人間と共存しています。

また、本市では、以前から市内に生息・生育するギフチョウやオオクワガタ、サワランやトキソウ等の希少な生物が、盗掘、捕獲されており、地域住民から保護を訴える声が寄せられていました。平成28(2016)年に制定された魚沼市自然環境保全条例では、保全すべき地区や、保護すべき動植物を指定し、一定の規制をすることで良好な自然環境を保全することと定めており、生物多様性の保全を図るために令和7(2025)年9月現在、7件指定しています。

なお、市民アンケートによると「自然環境の保全」は満足度が高く、重要度も高い「現状維持を図るべき項目」という傾向が示されています。

#### ※1 ラムサール条約

湿地の保全に関する国際条約。水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、昭和46(1971)年2月2日に制定され、昭和50(1975)年12月21日に発効。条約では保全と賢明な利用の両立を図るために交流・学習・普及啓発が大切であるとされている。湿地の定義は広く、尾瀬の高層湿原や河川、湖沼、水田をはじめ海拔6m未満の海洋も湿地とされている。

## ■ラムサール条約

湿地登録（高層湿原）【尾瀬】8,711ha 新潟県・群馬県・福島県

## ■自然公園

公園名	区域	面積 (ha) (全体)
尾瀬国立公園	福島県南会津町、檜枝岐村 栃木県日光市 群馬県片品村 新潟県魚沼市	1,156 (37,222)
越後三山只見国定公園	福島県喜多方市、檜枝岐村、只見町、西会津町、 会津坂下町、柳津町、三島町、金山町 新潟県南魚沼市、魚沼市、三条市	45,849 (102,895)

## ■自然環境保全地域

地域名	所在地	保全対象	面積 (ha)
権現堂山、唐松山	江口ほか、須川	植物 (アズマシャクナゲ)	普通地区 68.7

## ■魚沼市の主な国・県・市の指定天然記念物

### 特別天然記念物

指定	地区名	所在地	名称	備考
国	湯之谷	下折立	尾瀬	新潟県 (魚沼市)・群馬県・福島県にまたがる「湿原」
	魚沼市内	新潟県・他	ニホンカモシカ	哺乳類

### 天然記念物

指定	地区名	所在地	名称	備考
国	魚沼市内	新潟県・他	イヌワシ	鳥類 ※平成9年蛇子沢流域ワシタカ類モニタリング調査
	魚沼市内	新潟県・他	オジロワシ	鳥類 ※平成9年蛇子沢流域ワシタカ類モニタリング調査
	魚沼市内	新潟県・他	ヤマネ	哺乳類 ※平成15年浅草山麓ヤマネ生息確認調査
県	広神	滝之又	滝之又の二本杉	1本：樹高49m・目通り約7m 1本：高約47m・目通り約6m
市	堀之内	新道島	新道島羽黒神社の大杉	推定樹齢800年、樹高29m、幹周7.3m
	小出	原虫野	原虫野の座禅草群生地	ザゼンソウ・他
	湯之谷	七日市	不動院の大銀杏 <sup>いちよう</sup>	推定樹齢600年、樹高45m、幹周6.6m
	守門	須川	須川の大銀杏 <sup>いちよう</sup>	推定樹齢280年、樹高20m、幹周4.0m
		長鳥	万治ヶ池	ウルム氷河期からの動植物が生息・生育
	高倉	池ノ山の池	氷河期からの動植物が生息・生育	

■魚沼市自然環境保全条例に基づく指定一覧

保全条例に基づく名称	区域及び主な行為の制限
灯火採集規制	市内全域で灯火による昆虫採集を規制
ギフチョウ	市内全域でギフチョウの捕獲等を規制
池ノ山の池	高倉区にある池ノ山の池へ動植物の持ち込み等を規制
大芋川オキナグサ群落	大芋川区に自生するオキナグサの採取等を規制
銀山平	銀山平に生息するチョウ類・トンボ類の採取等を規制
原虫野ザゼンソウ群生地	植物の採取、損傷、動植物の持ち込み等を規制
福山新田マダラナニワトンボ生息地	植物の採取、移植、動植物の持ち込み、絶滅危惧種の動物の捕獲、卵の採取等を規制



尾瀬国立公園



マダラナニワトンボ



ギフチョウ



ザゼンソウ

## 課題

本市の豊かな自然環境に生息・生育する動植物相を明らかにするために、平成23(2011)年度から「自然環境保全調査」を実施し、市内の里地・里山の植物、鳥類、昆虫(トンボ類とチョウ類)の生息・生育状況を調査してきました。

平成24(2012)年には、この調査を実施するに当たり、有識者の指導、助言及び協力体制を構築するため、魚沼市自然環境保全調査委員会を設置しました。

この調査によって市内の自然環境が少しずつ明らかになってきており、サワランやトキソウ等の植物、サシバ等の鳥類、マダラナニワトンボやギフチョウ等の昆虫をはじめとする絶滅危惧種<sup>※1</sup>を含む多くの生物が確認されています。しかし、広大な面積を有する本市の自然環境を全て明らかにすることは困難であることから、里山を中心に調査を実施しています。

当初、調査結果をまちづくりに活用することを目的としていましたが、これまでの調査結果をどう活用するかについては課題となっています。

これまでに明らかになってきた希少動植物の保全に関しては、魚沼市自然環境保全条例に基づく規制を踏まえて、巡回活動等の保全活動を実施する体制づくりを進めてきました。こうした保全活動を今後も継続していく必要があります。

また、市内には貴重な動植物が生息・生育している一方で、国内外から本市に侵入してきたブラックバスやオオキンケイギク等の外来生物<sup>※2</sup>により、これまで培われてきた地域の生物多様性への影響が懸念されています。

### ※1 絶滅危惧種

絶滅のおそれがある生物として、日本国内では環境省が指定しレッドリストとして公表している。この他に、県や市町村で独自に指定しているものもある。絶滅の危険度に応じて絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧種等の分類がある。魚沼市の自然環境保全調査で確認された新潟県の絶滅危惧Ⅰ類の生物としては、サワラン、トキソウ等の植物、イヌワシ、クマタカ等の鳥類、マダラナニワトンボ等の昆虫がある。

### ※2 外来生物

外国が原産の生物で人間の活動(観賞用やペットとしての輸入や他の荷物に紛れる等)によって日本国内に入ってきた生物や、国内でもともと生息・生育していなかった地域に人為的に持ち込まれた生物のことを示す。

外来生物の中には、周囲の生物を捕食したり生息地を奪ったりする等、従来から生息・生育している在来種の存在を脅かすものや、人間や農林漁業に被害を与えるものもある。

国ではそれらの外来生物を特定外来生物として指定し、輸入、栽培・飼育等を禁止している。

魚沼市内で確認された特定外来生物としては、植物では緑化植物等として侵入してきたオオキンケイギクやオオハンゴンソウ、魚類では人為的な放流により日本各地の湖沼で生息地を拡大してきたオオクチバス(いわゆるブラックバス)等がある。

## 施策の展開

### ①自然景観

- 市内の国立公園、国定公園内の開発行為等については今後も、国、県と連携した適切な管理に努めます。
- 国立公園、国定公園以外の場所においても市として保全すべき自然景観を有している地域について保全の必要性を検討し、自然環境保全条例等による保全地区の指定等市独自の保全を図ります。
- 市内の天然記念物の現況確認を行うとともに、必要な場合は保全について検討します。

### ②生物多様性

- 自然環境保全調査を計画的に継続して実施し、市内の自然の状況や、保全地区等の現状把握に努めます。
- 自然環境保全調査の調査報告会（生物多様性セミナー）等を通じて、市内の自然環境の豊かさや保全の重要性について、積極的な市民啓発に努めます。
- これまで行ってきた自然環境保全調査の活用について検討し、活用事業の実施に努めます。
- 自然環境保全条例により定めた保全地区や保護動植物に関して、地域や有志の団体との協働による生物多様性の保全の取組を進めるとともに、希少種や、保全すべき動植物が発見された場合には、新たに保全地区等に指定することも検討します。
- 市内に生息する特定外来生物について市有施設における駆除に加え、市民、事業者の意識を高めるための啓発・情報提供を積極的に行い在来生物の保全に努めます。

## 環境指標

指標項目	単位	R6年度 〈現状値〉	R12年度 〈中間目標値〉
国立・国定公園の指定箇所数	箇所	2	2
国立・国定公園の指定面積	ha	47,005	47,005
鳥獣保護区の面積	ha	49,522	49,522
県立自然公園、自然（緑地）環境保全地域の指定	箇所	1	1
市指定天然記念物の指定件数	件	6	6
保全地区、保護動植物の指定数	件	7	7

## (2) 森林の整備・保全

### 現 状

本市の森林面積は82,820haであり、土地面積に対して87.5%と極めて高くなっています。その大部分を落葉広葉樹が占めており、人工林の占める割合は7.6%程度となっています。人工林の面積が小さい理由としては、急傾斜地が多い上に冬期の重く湿った雪による積雪被害が大きいこと、品質、成長量、生産性などの低さが起因していると考えられます。また、本市では国立・国定公園の指定面積が大きく、木材生産の場所が少ないことも起因しています。

この森林のうち民有林は51,949haで、森林面積の62.7%を占めています。民有林のうち人工林<sup>※1</sup>の面積は5,347haで、人工林率は10.3%となっています。

また、天然林<sup>※2</sup>については大部分が広葉樹のブナ、ナラ、カエデ、ホオノキ等となっています。薪や木炭等の自家用燃料等として利用してきた里山は、化石燃料への転換が進んできたことから、伐採がされず手入れが進んでいない状況となっており、鳥獣被害の一因にもなっています。

このように森林・里山に対する人々の関わりが薄れ、その手入れがされず、荒廃が進んでいることから、森林の有する二酸化炭素吸収機能や水源かん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能等の多面的機能が十分に発揮されていない状況にあります。

本市では、森林整備の標準的な方法・基準等を定めた魚沼市森林整備計画を令和5(2023)年に策定し令和7(2025)年に一部変更しました。

なお、市民アンケートによると「森林や里山の保全」は満足度が高く、重要度も高い「現状維持を図るべき項目」という傾向が示されています。

#### ※1 人工林

おもに木材の生産目的で人の手で育てられている森林。日本の人工林のほとんどはスギ、ヒノキ、カラマツ等比較的成長が速く、建築資材等に利用できる針葉樹林となっている。

#### ※2 天然林

おもに自然の力によって成長した森林。周囲の樹木から運ばれてきた種子が発芽・成長して森林が形成・維持されているため、一般的には多様な種類や年輪が入り混じっている。また、天然林は人の手が入っていないということではなく、経済的な価値のある樹木を育てるために伐採や苗木の植栽等人の手が入っても、成立過程が主として自然の力によるものである場合は天然林という。

## ■森林の現況

単位：ha

区分		計	人工林	天然林	伐跡・草生地等	
民有林	公有林	県行造林	(219)	(166)	(53)	(0)
		県有林 県有林＋ 県行造林	271	173	86	12
	市有林	市行造林	(276)	(271)	(5)	(0)
		市有林＋ 市行造林	13,705	957	11,951	797
	財産区有林	25	4	14	7	
	公有林計		14,001	1,134	12,052	815
	私有林	記名共有林、会社有林、 寺社有林、生産森林有林、 公団造林、公社造林、 その他有林	37,948	4,213	30,392	3,343
民有林計		51,949	5,347	42,444	4,158	
国有林	計画対象森林	30,871	925	26,200	3,745	
	計画対象外森林	0	0	0	0	
合計		82,820	6,272	68,645	7,903	

※ 民有林の数値は、「令和5年度末森林簿」による。

※ 国有林の数値は、「中越国有林の地域別の森林計画書（令和5年1月4日公表）」による。

※ 四捨五入の関係で各種項目の計は一致しない。

出典：魚沼市森林整備計画書（令和7年3月）

## 課題

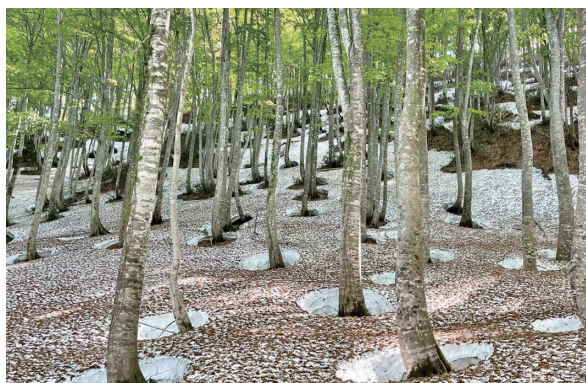
本市では、地形や地質条件などから豪雨災害が起こりやすい地域といえるため、できる限り森林を健全な状態で維持管理しながら、災害に強い森林づくりを目指していく必要があります。

木材価格の低迷等により、森林所有者の林業経営に対する関心が薄れ、管理の行き届かない森林が増加しています。

また、林業の労働環境の厳しさや不安定な収入条件により、林業への就業者が少なく、定着しない状況にあるため、森林管理に支障を生じるおそれがあります。



人工林（間伐後のスギ林）



天然林（ブナ林）

## 施策の展開

- 健全な森林づくりを推進するため、森林環境譲与税や国・県補助事業を活用した効率的な森林整備に取り組みます。
- 森林保全に対する市民の意識高揚を図るため、市民が主体となって行う里山の整備を促進するとともに、市民が森林に触れる機会の充実に取り組みます。
- 林業事業体が持続可能な経営体制を構築するため、新規林業従事者の確保・定着に取り組みます。

## 環境指標

指標項目	単位	R6年度 〈現状値〉	R12年度 〈中間目標値〉
森林整備面積（累積）	ha	861 (H16～R6累計)	1,032 (H16～R12累計)
林業従事者総数	人	22	30

## 第2節 豊かな自然がもたらす「ウェルビーイング / 高い生活の質」を 実感できる暮らしの実現

### (1) 自然環境を活用した地域づくりの推進

#### 現 状

本市は、尾瀬国立公園や越後三山只見国定公園等全国でも有数の美しい自然に囲まれており、多様な自然生態系が育まれているほか、日本有数の豪雪地帯でもあります。本市の「水の郷工業団地」では、この雪を資源として、食品の品質向上のために雪室を活用しています。

また、この雪の恵みが生み出す豊富な水と豊かな土壌により、米、山菜、野菜、魚等が育まれています。魚沼市がもつ自然や歴史・文化などの地域特性を活かして生産・加工されたものの中から、特に優れた極みの逸品として認定する「魚沼市プレミアム認定品」※<sup>1</sup>をはじめ、魚沼市で生産された農産物とこれによる加工品のうち、一定の基準を満たしたものを「魚沼ブランド推奨品」※<sup>2</sup>として登録し、硬度の低い超軟水が育む農産物や加工品とともに、「やさしい水の郷魚沼市」の魅力为全国へ発信するべく、両制度を通じたPRを展開しています。

令和6(2024)年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、これらの豊かな自然を自然資本と捉え、経済中心の豊かさから、心の豊かさを高めるウェルビーイング / 高い生活の質への変革が重要であると述べています。同時に自然資本の保全と持続可能な活用が地域の活性化に寄与するとしています。

本市の豊かな自然環境を資源として活用し、都市部の小中学生を中心として実施している体験学習、及び田舎暮らし体験ツアーや農林業の体験ツアー、雪や森林をテーマとしたリトリート※<sup>3</sup>等を通じて、本市の地域資源である自然の魅力を発信しています。

なお、市民アンケートによると「自然を活かした地域の活性化」は満足度が高く、重要度が低い「優先度が比較的低い項目」という傾向が示されています。

#### ※1 魚沼市プレミアム認定品

魚沼市産品及びその生産者を、認定登録部門ごとに有識者等で構成される審査を経て、協議会長である市長がブランド認定する制度のこと。認定された市産品は「魚沼市プレミアム認定品」のシンボルマークの使用が許可される。

#### ※2 魚沼ブランド推奨品

観光協会、JA魚沼、魚沼地域振興局、魚沼市等関係機関からなる推奨委員会の定める一定の要件をクリアする農産物等について、生産者の申請に基づき推奨委員会で審査し、魚沼ブランド推奨品として決定する制度のこと。

推奨品として認められた農産物等は「魚沼ブランド推奨マーク」の使用を許可し、市や関係機関は推奨品のPRや販売促進に努めている。

#### ※3 リトリート

仕事や日常生活から一時的に離れ、心身をリフレッシュし、自分自身と向き合う時間を過ごす旅のスタイルのこと。日々の喧騒からあえて距離をとることで、心と身体の状態をリセットするために有効な手段だと言われている。

## ■魚沼市プレミアム認定品一覧（令和7年12月時点）

認定年	認定品	認定者
2024	魚沼産コシヒカリ	桑原正文
	魚沼の切り菜	株式会社幸源
2023	糀入味付納豆	株式会社大力納豆
	深雪なす	やぶかみなす生産組合
	お米のバームクーヘン 魚沼の木	お菓子工房まるみや
	魚沼産コシヒカリ	株式会社うおぬま小岩農園
2022	うす皮魚沼きんつば	にいがた本高砂屋
	魚沼美雪ますの寿司	有限会社大栄食品
	魚沼産コシヒカリ使用 糀みつ	魚沼醸造株式会社
	雪中貯蔵大吟醸原酒 越後ゆきくら	玉川酒造株式会社



魚沼市プレミアム ロゴマーク

## ■魚沼ブランド推奨品一覧

品目	種別
農産物	魚沼産コシヒカリ
	たらの芽
	うるい
	ふきのとう
	深雪なす
	八色菜
	自然薯
	モロヘイヤ
	ユリ切花
	アスパラガス
林産物	山菜
	木炭
	木工品
水産物	魚沼美雪ます
加工・製造	魚沼美雪ますの加工品
	もち
	もち米の加工品
	魚沼産コシヒカリの米粉
	魚沼産コシヒカリの米粉の加工品
	魚沼産コシヒカリの加工品
	日本酒
	豆の加工品
	そば
魚沼産農畜水産物・山菜等の加工品	



魚沼ブランド推奨マーク

## 課題

本市の豊かな自然環境を「かけがえのないもの」と市民一人ひとりが認識し、「魚沼市の魅力」として共有できるよう、意識啓発が必要です。

また、雪室などの雪氷熱利活用施設の補助制度を設けていますが、令和3(2021)年度以降申請がありません。

魚沼市プレミアム認定品、魚沼ブランド推奨品、体験事業等を地域の活性化に繋げるため、ホームページだけでなく、イベントでのPR等様々な広報媒体を活用して積極的な情報発信をするとともに、市民、事業者、市が連携した取組ができる仕組みを構築することが課題です。

また、交流事業については、魚沼市ならではの体験メニューの実施やインストラクターの養成等、地域の受け皿づくりを強化していく必要があります。

## 施策の展開

### ①自然環境と連動した食でつながる元気なまちづくりの推進

- 食は山や川等の自然と一体になっていることを認識し、市民、事業者、市が連携し、自然に優しい環境保全型農業を推進します。
- 安全な食材の提供のため、土壌、大気、水質等の状況を把握し、環境の保全に取り組みます。
- 市民、事業者、市が一体となり、自然を活用した特産物の開発等を推進し、地域の活性化を図ります。

### ②体験型観光や交流事業の推進

- 関係機関と連携し、魚沼の自然の魅力を様々な媒体を活用して積極的に情報を発信し、エコツーリズム<sup>※1</sup>やグリーン・ツーリズム<sup>※2</sup>、リトリート等の体験型観光や、友好都市等との交流事業を推進します。
- 市民、事業者、市が一体となり、雪等の自然資源を利用したイベントや、魚沼ならではの自然の特色を活かした体験メニューの交流事業を推進します。
- 自然教室や交流事業の推進のため、魚沼ならではの自然の魅力を伝えられる自然体験のガイドやインストラクターの育成に努めます。

#### ※1 エコツーリズム

エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。

(「エコツーリズムとは」(環境省)(<http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/about/>)より一部抜粋)

#### ※2 グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと。事業の実施に向けては、農村の情報が都市住民に的確に伝わるとともに、都市側のニーズが農村に的確に送られることが必要とされている。

### ③高い生活の質が実感できる暮らしの実現

- 都市公園等身近な緑や水辺環境を保全し、美しい景観の形成、やすらぎや潤いのある生活空間の創造をすすめます。
- 緑や花に関するイベントの実施や都市緑化の普及啓発を図ります。
- 管理面を考慮しながら多自然川づくりの考え方を取り入れたの水辺環境の創出や生物の生息空間作りを進め、水辺の動植物の生息・生育環境を確保します。
- 市民が魚沼の四季を感じることができるイベントを実施します。

#### 環境指標

指標項目	単位	R6年度 〈現状値〉	R12年度 〈中間目標値〉
都市公園の面積	ha	62.5	62.5
魚沼市プレミアム認定品及び 魚沼ブランド推奨品登録商品販売額向上割合	%	43.8	55.0
友好都市等との自然を活用した体験事業の参加者数	人	8,852	9,300

## (2) 森林資源の利活用の推進

### 現 状

ブナ材は「スノービーチプロジェクト<sup>※1</sup>」により需要が拡大していますが、スギ材をはじめとした建築用材については、森林の手入れ不足により、品質もあまり良いものとは言えず、良質材の供給が不安定なため、地元産の建築用材の利用は極めて少なくなっています。また、雪国特有の根曲り材等の低質材が多く採算性が合わないこと等から、林地に伐り捨てられたままの間伐材も多くあります。

一方、ブナ以外の広葉樹においても薪、木炭等の森林資源を活用した燃料から石油等の化石燃料へ移行してきたことから利用が減少してきました。しかし、近年は環境意識の高まりや森林資源活用の重要性の認識の高まりなどから、薪、木炭、木質ペレット等木質バイオマス<sup>※2</sup>燃料への利用が増加しつつあります。

本市では、森林資源の積極的な活用として「雪の恵み、土の想い、森の夢～みんなでつなぐ命の環～魚沼わくわくの森クレジット」と題したカーボン・オフセット<sup>※3</sup>に、平成28(2016)年から取り組んでおり、J-クレジット<sup>※4</sup>制度に登録されています。

令和6(2024)年4月1日現在、2,273t-CO<sub>2</sub>のクレジットを創出し、1,894t-CO<sub>2</sub>の活用実績があります。

#### ※1 スノービーチプロジェクト

かつて薪炭林として利用されていたブナ林をスノービーチ（雪国のブナ）と名づけ、生育の過程で出てくる間伐材を生かして付加価値の高い製品を作り、有効活用することによってその魅力を発信し、豪雪山間地の集落維持、地域活性化につなげていく取組。平成28(2016)年から活動を行っている。

#### ※2 木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことを呼び、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉等の林地残材、製材工場等から発生する樹皮やのご屑等のほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝等の種類がある。一口に木質バイオマスといっても、発生する場所(森林、市街地等)や状態(水分の量や異物の有無等)が異なるので、それぞれの特徴にあった利用を進めることが重要となっている。

(「木質バイオマスとは」(林野庁)([http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/con\\_1.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/con_1.html))を編集して作成)

#### ※3 カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において排出されるCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスについて、できるだけ排出量が減るよう努力をした上で、どうしても削減できない排出量を、別の場所で実施された森林整備活動等(プロジェクト)の排出削減・吸収量(クレジット)を購入することにより、埋め合わせるという考え方のこと。

#### ※4 J-クレジット

省エネルギー機器の導入や、森林経営などの取組みによるCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。

## 課題

人工林の持続可能な森林経営とともに、ブナなどの落葉広葉樹二次林の間伐による整備と、その過程で生産される木質資源の有効な利活用対策が必要となっています。

また、カーボン・オフセットの取組は、当面継続していくものの、市行造林地の林齢が高くなっていることもあり、生成できるJ-クレジットの量が年々少なくなっています。

## 施策の展開

- SDGsや令和32(2050)年のカーボンニュートラル、脱炭素社会に向けての森林・木材の利活用を進めていきます。
- 地元産木材で製作された木製品の生産・販売量を拡大するため、販路開拓のサポートや製品開発に対する支援に取り組みます。
- 川上から川下まで一体となった森林資源の活用を展開するため、木材生産量を増やし、公共建築物や一般住宅などにおける地元産木材の利用促進を図ります。

## 環境指標

指標項目	単位	R6年度 〈現状値〉	R12年度 〈中間目標値〉
木材生産量	m <sup>3</sup>	1,914 (R2~R6平均)	2,200
地元産木材利用量	m <sup>3</sup>	137	166



炭焼きの様子



魚沼市木製品カタログ(表紙)

## 第3節 自然への親しみや学びの機会を通して誇りを持てる ふるさとづくり

### (1) 環境教育と環境学習の推進

#### 現 状

本市では、環境フェアや生物多様性セミナー等の各種イベントを通じて自然環境の大切さや地球温暖化防止等についての啓発活動を行っているほか、公民館事業等でも各種自然観察会やトレッキング等自然と触れあう活動を実施しています。

また、自然環境保全調査への調査ボランティアの参加を募り、地域の身近な自然環境について知るきっかけ作りを行っています。

学校においては、「生活科」や「総合的な学習の時間」、「理科」等を通して、低学年のうちから身近な自然環境に興味・関心を抱かせる機会を設けています。また、市内の小学5年生全員が参加する「魚沼尾瀬学校」により、魚沼の豊かな自然に触れる時間を持ち、より実感を伴った環境体験学習を実施しています。

地球温暖化の分野に関しては、小学校の授業における地球温暖化対策ワークショップの開催や、大人向けの環境学習会などを実施し意識啓発に努めています。

なお、市民アンケートによると「環境教育・環境学習」は満足度が高く、重要度も高い「現状維持を図るべき項目」という傾向が示されています。

#### 課 題

各種環境関連イベントや自然環境保全調査の調査ボランティアについては、参加者数が徐々に増えてきていますが、今後少子化が進む中で子どもとその親等の若い世代からの参加をいかに維持していくかが今後の課題です。

学校現場における環境教育の実施については、「総合的な学習の時間」が設けられていますが、環境学習以外にも子どもたちが学ぶことは多くあることから、より多くの学校から環境学習に取り組んでもらうためには工夫が必要です。

#### 施策の展開

- 里山における自然観察会等、自然の大切さや自然と触れ合うことの楽しさを体験することを通じて、若い世代の自然に対する理解と愛着を深めます。
- 市内の自然環境の調査を継続し、調査地周辺での観察会の実施や調査ボランティアへの参加を積極的に募る等、身近な自然に対する理解を深めます。
- 環境関連イベントについて、小中学校の環境学習成果の発表の場を設ける等、若い世代が参加しやすい環境づくりに努めます。
- 校長会への参加等を通じて、小中学校に環境学習に取り組んでもらえるよう呼びかけます。
- 森林体験の家、学校林等、地域の身近な場所の自然を体系的に学ぶ、小学校から中学校まで各年代に合わせた環境学習や、地域素材を活用した標本づくり教室等の理科学習の仕組みづくりを目指します。
- 自然観察会、体験会、環境教室等を通じて、子どもから高齢者まで、誰もが豊かな自然にふれる機会や環境学習ができる機会を創出します。

## 環境指標

指標項目	単位	R6年度 〈現状値〉	R12年度 〈中間目標値〉
児童・生徒を対象とした環境教室等の参加者数	人	69	70
生物多様性セミナーの参加者数	人	70	100
出前講座等環境学習回数	回	12	15

## (2) 市民協働による自然環境保全活動の推進

### 現 状

市内にはギフチョウ、ハッチョウトンボ、オオクワガタ等の昆虫類や、オキナグサ、アズマシャクナゲ、ミズバショウ、ザゼンソウ等の植物など、貴重な動植物が数多く生息・生育しています。しかし、その一方で、一部の採取者による無秩序な採集行為が行われており、これらの動植物の保護を求める声が寄せられています。魚沼市自然環境保全条例で定めた保全地区等においては、自然保護協力員<sup>※1</sup>の配置や団体に委託し、動植物の保全や監視、見回り等の取組を進めています。

また、新潟県が指定した「権現堂山、唐松山」自然環境保全地域では、権現堂アズマシャクナゲを守る会が保全対象であるアズマシャクナゲの保全活動に取り組んでおり、絶滅危惧種であるオキナグサについても、オキナグサを守る会が地域の小学校と連携して保全活動を実施しています。

この他にも希少な動植物が生息・生育している場所について、市民と行政が協働した保全活動が取り組まれている地域や、自主的に貴重な動植物の保全や登山道、遊歩道の維持活動に取り組んでいる地域もあります。



オキナグサに関する環境学習の様子



オキナグサの保全活動

#### ※1 自然保護協力員

魚沼市自然環境保全条例で定めた保全地区内の巡回、監視を職務として、魚沼市が委嘱した者をいう。

## 課 題

現在行われている自然環境保全活動について、今後も継続して活動が行われるように市が必要に応じて支援や助言を行い、活動が活性化するような仕組みづくりが必要です。

加えて、市内の希少生物や地域で行われている環境保全活動の情報を市民に向けて発信し、地域の宝を認識してもらうことも今後の課題です。

また、住民参加による森林整備の推進に関しては、緑の少年団や地域住民、森林ボランティア団体等が行う森林づくり活動や登山道の維持管理活動等、様々な森林に関する活動が円滑に行われるように、市が必要に応じて支援や助言を行い、活動が活性化するような仕組みづくりが必要です。

## 施策の展開

- 自治会や NPO 法人、有志の団体、企業等多様な主体との協働による生物多様性の保全の取組をすすめます。
- 地域の環境保全活動の特徴的な取組や長年にわたる取組について、国、県の表彰制度に向けた積極的な推薦を行っていきます。
- 環境関連イベントにおいて市内の希少生物の紹介や地域の環境保全活動の事例発表の機会を設ける等、情報発信に努めます。

## 環境指標

指標項目	単位	R6年度 〈現状値〉	R12年度 〈中間目標値〉
生物多様性調査の参加者数（延べ人数）	人	175	200
自然保護協力員及び保護活動団体数	人・団体	8	8



池ノ山の池



池ノ山の池周辺の草刈りの様子

## 第4節 気候変動への適応及び対策

### (1) 地球温暖化対策の推進

#### 現 状

地球温暖化の進行により、気象や生態系、食糧をはじめ私たちの日常生活にも様々な影響が現れています。

我が国の地球温暖化対策では、令和2(2020)年10月に「令和32(2050)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」、すなわち2050年カーボンニュートラルが目標として掲げられました。令和7(2025)年2月に閣議決定された国の地球温暖化実行計画では、カーボンニュートラルを着実に実行するために、令和17(2035)年度、令和22(2040)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指しています。

本市では、令和6(2024)年3月において、令和12(2030)年度までに、基準年度の平成25(2013)年度比で46%削減を目標として魚沼市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定を行いました。令和32(2050)年の脱炭素社会の実現に向けて取組の強化を図るため、令和7(2025)年2月19日に市長と市議会議長が令和32(2050)年までにカーボンニュートラル実現を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を共同表明しました。

また、本市では低炭素・循環型社会の構築を促進するために、再生可能エネルギーを利用した機器に対して、設置費用の一部について支援する取組を行っています。さらに令和5(2023)年度からは省エネルギー性能の高い家電等への入替えを促進することを目的としてエアコン、冷蔵庫、給湯器を対象に購入費の一部について助成し、令和6(2024)年度からは県が推奨する新潟県版雪国型ZEH<sup>※1</sup>をはじめとした高断熱で気密性の確保された住宅の建築について、国や県の補助金に上乗せした形で建築に係る費用に対し、その一部を助成しています。

啓発事業としては、令和5(2023)年度からは、新潟県地球温暖化防止活動推進センターが主催する「にいがた緑の陣」に参加し、グリーンカーテンや脱炭素に向けた普及啓発活動を行っています。

令和32(2050)年に向けた温室効果ガス排出削減のため、市民、事業者及び行政の各主体が一体となって脱炭素化に向けた取組を進めていきます。

なお、市民アンケートによると「省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及などの地球温暖化対策」は満足度が低く、重要度が高い「優先度の高い項目」という傾向が示されています。

#### ※1 新潟県版雪国型ZEH(ゼッチ)

多雪寒冷な新潟県の気候にあわせた、高断熱なZEHを「雪国型ZEH」と県が推奨しているもの。ZEHは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅」と定義されており、「雪国型ZEH」は、新潟県の気候にあわせた高断熱で気密性の確保されたZEHのことを示す。

## 課題

市民、事業者、市が一体となって、「魚沼市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づいて、省エネルギー設備・機器等の導入、環境省が提唱する「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)<sup>※1</sup>」の推進等を通じて、日々の生活や事業活動で消費するエネルギーのムダをなくし、地球環境を守るためのライフスタイルへの転換を図る必要があります。

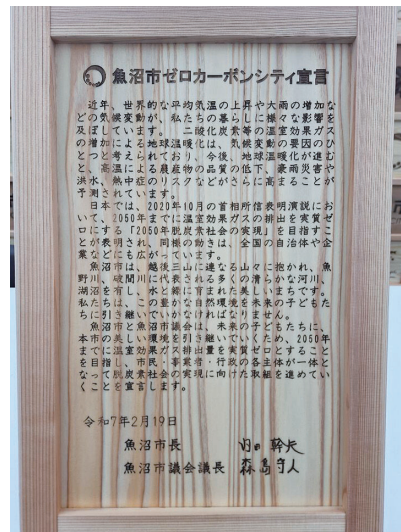
環境省が公表している「自治体排出量カルテ」によると、魚沼市の温室効果ガス排出量は、令和4(2022)年度に233,520トン(令和7(2025)年9月現在公表されている値)となっており、基準となる平成25(2013)年度と比較して27.9%削減されています。また、魚沼市役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、令和6(2024)年度に15,037トンとなっており、基準年度と比較して24.9%削減されています。

いずれも令和12(2030)年度までに基準年度比46%削減を達成するためには、これまで以上に地球温暖化対策を行う必要があり、再生可能エネルギー等による創エネと省エネ対策の両方に取り組んでいかなければ、達成は困難な状況です。

また、市民参加型の環境学習や、市内小中学校などへのグリーンカーテンの設置の呼びかけなど、積極的に市報やホームページ等で情報提供することで、意識の啓発を図り、具体的な行動を実践していくことが重要です。



ゼロカーボンシティ宣言式の様子



ゼロカーボンシティ宣言書

※1 デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)

環境省が公表している、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動のこと。

## 施策の展開

- 地球温暖化対策推進計画に基づき、計画的・総合的に施策の推進を図ります。
- 公共施設については、国や県の補助事業を最大限活用し、照明のLED化、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入に努めるほか、施設の大規模改修にあわせたZEB<sup>※1</sup>化についても検討します。
- 住宅のリフォームや新築を行う際に、太陽光発電や木質バイオマスなどの再生可能エネルギー設備の導入が図られるよう普及促進に努めます。
- 新潟県版雪国型ZEH等の高断熱で気密性の確保された住宅が普及するよう適切な支援策を講じます。
- 日々の生活や事業活動で消費するエネルギーのムダをなくし、地球環境を守るためのライフスタイルへの転換を図ります。
- こまめな節電やグリーンカーテンの設置、4R運動、エコドライブ<sup>※2</sup>、マイバック運動や、環境にやさしい商品を選ぶなど日常生活でできるエコ活動や取組を推進します。
- 公用車における省エネルギー化を進めます。

## 環境指標

指標項目	単位	R6年度 〈現状値〉	R12年度 〈中間目標値〉
市内の温室効果ガス排出量	千t	233.5 (R4年度)	174.9
市の事務事業における温室効果ガス排出量	t	15,037	10,814
再生可能エネルギー機器の設置に伴う 温室効果ガス削減量	t	228 (R元～R6累計)	470 (R元～R12累計)
ZEB Ready <sup>※3</sup> 以上を達成した公共施設の数(累計)	施設	0	2

### ※1 ZEB(ゼブ)

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のこと。建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできないが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることができる。

### ※2 エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避ける等、燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、燃費のよい自動車の選択、相乗りの習慣等、省エネルギーと排気ガス減少に役立つ運転のこと。

### ※3 ZEB Ready(ゼブレディ)

ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化および高効率な省エネルギー設備を備え、省エネによって年間の消費エネルギー量から50%以上削減に適合した建築物のこと。

## (2) 熱中症対策・気候変動への適応

### 現 状

地球温暖化の対策として、気候変動による人間社会や自然への影響を回避するために、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制する取組のことを「緩和」といいます。しかし、この取組を最大限実施しても避けられない気候変動による影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくことが必要であり、その取組のことを「適応」といいます。この気候変動対策は、上手に組み合わせて実施することによって、相乗効果を生み出し、将来にわたって気候変動対策の持続可能性を向上させることにつながります。

県では、令和3(2021)年に「新潟県気候変動適応計画」を策定し、本県における適応策のうち重要度の高いものとして「水稻(主食用米)」、「水害(洪水・内水)」、「雪害」、「暑熱(熱中症等)」の4項目をあげ、対応方針や適応策を示しています。

本市では、高温による気候変動から市産米のブランド力を守るため、有機センター堆肥を活用した土づくりや早生、晩生品種の組み合わせによる作期分散を推進するとともに、熱中症の予防対策として、重大な健康被害の発生を防止するため、暑さをしのげる場所を確保するために、クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)<sup>※1</sup>を指定しています。熱中症特別警戒情報が発表された場合などに、一般に開放し暑さをしのぐための場所として利用することができます。

また、令和7(2025)年度に、災害発生時の避難所の熱中症対策として気化熱冷風機を導入するとともに、平常時は、市内の小中学校体育館や体育施設に移動し、利用者の熱中症対策のために活用しているところです。

#### ※1 クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)

熱中症による健康被害を防ぐために、市町村長が指定した施設のこと。熱中症特別警戒情報が発表された場合などに、一般に開放し、暑さをしのぐための場所として利用できる。

熱中症特別警戒情報の創設にともない、市町村長は危険な暑さから避難できる場所としてクーリングシェルターを指定することが努力義務となり、熱中症特別警戒情報発令時に開放することが義務づけられている。

## 課 題

近年、観測記録を更新するような異常気象が、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。熱中症対策をはじめ、異常気象がもたらす自然災害発生軽減や、高温に強い農作物への転換、栽培方法の工夫など、影響を抑えるための適応策が今後重要となってきます。

気温の上昇傾向がみられ、全国的に熱中症による緊急搬送の件数も増加傾向にあることから、本市においても注意が必要です。

また、水害についても増加の傾向がみられており、近年、激甚化・頻発化する豪雨により起こりうる、土砂災害(土石流、地すべり、がけ崩れ)や洪水といった水害に対する準備が必要です。

## 施策の展開

- グリーンカーテンを推奨するとともに、エアコンの適切な使用についても呼びかけます。
- クーリングシェルターを指定し、熱中症が発生しやすい時期に市民が暑さをしのげる場所を提供します。
- 特に熱中症になりやすいとされる高齢者や、子どもに対し、対策を啓発します。
- 国が進める国土強靱化基本計画に基づき、水害や雪害に強いまちづくりを目指します。



グリーンカーテン取組の様子①



グリーンカーテン取組の様子②

## 第5節 持続可能な循環型社会の構築

### (1) ごみの減量化とリサイクルの推進

#### 現 状

本市では、循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化とリサイクルを推進しています。

一般廃棄物の排出量は、平成23(2011)年度をピークにその後減少傾向にあります。令和6(2024)年度における排出量は11,819tであり、第2次計画の当初値である平成26(2014)年の15,158tに比べ22%減少しています。また、リサイクルについては、ここ数年18%前後のリサイクル率で推移しており、県平均(令和4(2022)年度19.9%)及び全国平均値(19.6%)を下回っています。ごみの分別や店頭回収等を利用し、高い意識を持ってリサイクルを行っている市民もいますが、リサイクル率の上昇が見えてこないのが現状です。

家庭系一般廃棄物(家庭から出るごみ)は、各家庭から7種11区分で排出され、エコプラント魚沼及び中間処理委託業者で処理を行っています。また、分別については情勢を踏まえ積極的に見直しを行い、市民及び事業者にも協力を求めています。

なお最終処分場については、災害時の対応を考慮して複数の民間最終処分場に委託を行っています。

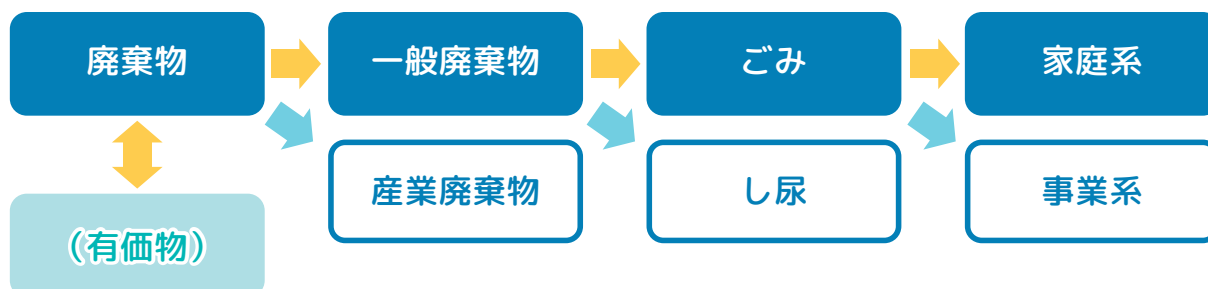
本市では、スマートフォン用ごみ分別アプリ「エコうお」を運用しています。スマートフォンを活用して、ごみの収集日やごみの出し方、出すときの注意点、ごみ分別辞典、よくある質問など、ごみに関する情報を簡単に確認することができます。

なお、市民アンケートによると「ごみの収集・処理」は満足度が高く、重要度も高い「現状維持を図るべき項目」という傾向が示されています。

#### ■魚沼市一般廃棄物処理量等の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口	34,904人	34,125人	33,438人	32,876人	32,234人
ごみ排出量	13,484t	13,980t	13,194t	12,649t	11,819t
1人1日当たり	1,047g	1,109g	1,098g	1,038g	1,042g
リサイクル率	18.6%	19.2%	18.0%	18.3%	17.9%

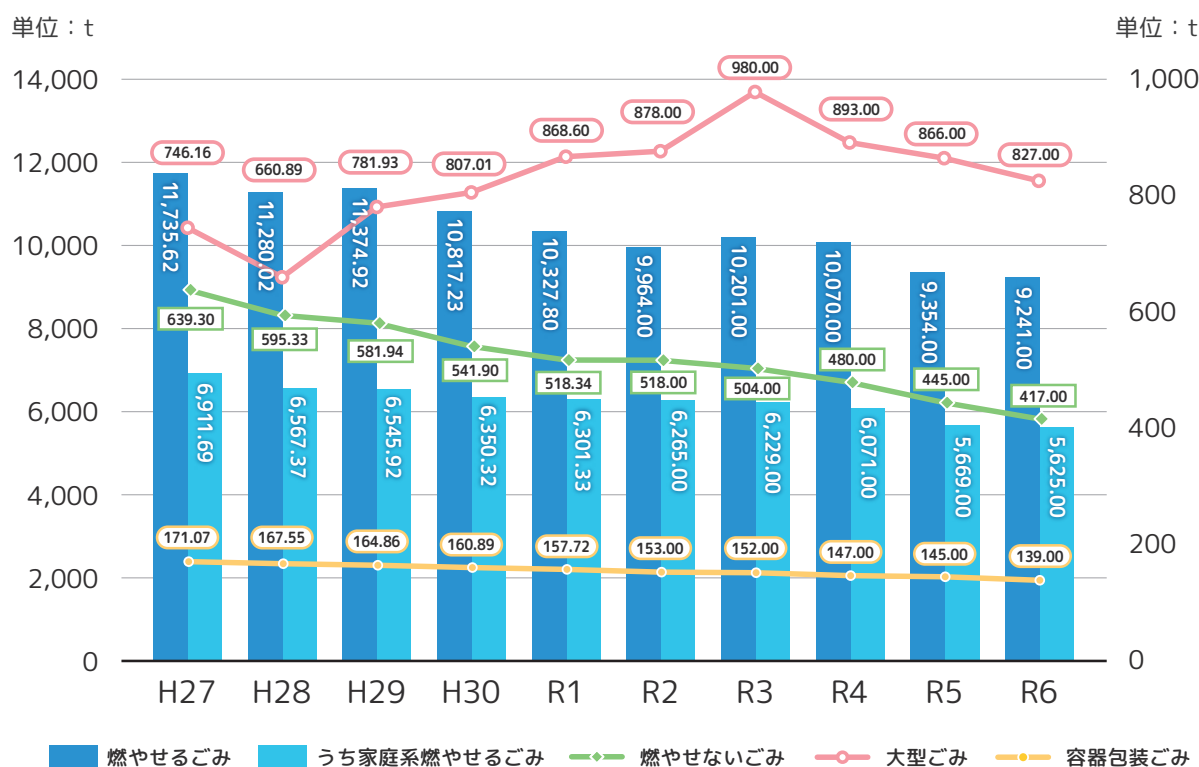
#### ■廃棄物の種類



### ■家庭系ごみ処理方法

分別区分		収集方法	処理方法
燃やせるごみ		集合収集及び戸別収集	焼却後埋立
燃やせないごみ		集合収集及び戸別収集	手選別後資源化及び埋立
大型ごみ		戸別収集（予約制）	分解後資源化及び焼却又は埋立
※有害ごみ (水銀含有物：蛍光灯など)		戸別収集（予約制）	選別後資源化
※危険物 (充電式電池など) (スプレー缶など)		戸別収集（予約制）	選別後資源化
プラスチック 容器包装	ペットボトル	集合収集及び戸別収集	中間処理業者で処理後資源化
	白トレイ	集合収集及び戸別収集	中間処理業者で処理後資源化
	その他のプラスチック容器類	集合収集及び戸別収集	中間処理業者で処理後資源化
古紙類	段ボール	集合収集	中間処理業者で処理後資源化
	新聞紙	集合収集	中間処理業者で処理後資源化
	その他紙類	集合収集	中間処理業者で処理後資源化
古着		直接搬入	直接資源化
食器		直接搬入	直接資源化
収集できないごみ		受入できない	購入先・専門処理業者等を紹介

### ■魚沼市の一般廃棄物搬入量の推移



- 一般廃棄物収集運搬業許可業者数 …… 26 社（令和 7（2025）年 5 月 12 日現在）  
 一般廃棄物処分業許可業者数 …… 5 社（令和 7（2025）年 5 月 12 日現在）
- 産業廃棄物収集運搬業許可業者数 …… 75 社（令和 7（2025）年 6 月 30 日現在）  
 産業廃棄物処分業許可業者数 …… 5 社（令和 7（2025）年 6 月 30 日現在）  
 （魚沼市に所在地がある事業者数）

■し尿、浄化槽汚泥処理量推移

処理量実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
し 尿	622 m <sup>3</sup>	594 m <sup>3</sup>	559 m <sup>3</sup>	512 m <sup>3</sup>	510 m <sup>3</sup>
浄化槽汚泥	1,291 m <sup>3</sup>	1,229 m <sup>3</sup>	1,202 m <sup>3</sup>	1,305 m <sup>3</sup>	1,139 m <sup>3</sup>

課 題

家庭系一般廃棄物の排出量は近年減少しているものの、市民一人一日当たりの排出量はほぼ横ばいであることから、今後さらにごみの減量化を図るためには市民一人ひとりが「ごみの減量化」を意識し行動することが不可欠です。市民、事業者、市がそれぞれに適切な役割を担いながら、廃棄物の発生回避（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の4R活動を実践する必要があります。また、今後高齢化社会の進行に伴い、ごみの排出困難世帯の増加が想定される中、ごみの排出困難世帯へのごみ収集方法や最終処分場の建設について検討が必要です。

リサイクルについては、リサイクル率が県及び全国平均値を下回っていることから、再生利用（リサイクル）できる資源ごみをきちんと分別しリサイクルする意識が市民全体に浸透されるよう取り組む必要があります。



エコプラント魚沼



ごみの分別作業の様子

## 施策の展開

### ①ごみの減量化

- 市民、事業者、市が協働でごみを出さない生活スタイルや事業スタイルに取り組み、市全体で廃棄物発生量の削減を図ります。

### ②廃棄物処理

- 令和12(2030)年度末までは、魚沼市及び南魚沼市大和地域において発生するごみについて、エコプラント魚沼にて処理を継続しますが、令和13(2031)年度以降は現施設に代わり新たに整備されるごみ処理施設において、魚沼市内のごみのみを対象として処理を行います。
- ごみ収集方法の効率化を行うとともに、ごみの排出困難世帯へのごみ収集方法についての検討を行います。
- ごみの最終処分は現在、県外の民間最終処分場に委託していますが、自区内処理の原則に鑑み、広域処理も視野に入れつつ、最終処分場の設置を検討していきます。
- し尿及び浄化槽汚泥の安心かつ安定的な処理を行います。
- 産業廃棄物は、事業者に対し処理方法や受入先を紹介する等適正処理に努め、不適切保管や不法投棄等は県の監視パトロールと連携して適正排出を推進します。

### ③リサイクル

- 市民一人ひとりが古紙類やペットボトル、古着等リサイクル可能な資源ごみを適切に分別・排出し、これらを有効に活用するためのリサイクル体制の構築に取り組みます。
- ごみの適正処理を推進するため、ごみの出し方や分別方法について情報発信を行います。

## 環境指標

指標項目	単位	R6年度 〈現状値〉	R12年度 〈中間目標値〉
市民一人一日当たりのごみ排出量	g	1,042	970
リサイクル率	%	17.9	21.5
ごみ分別アプリ「エコうお」ダウンロード数(累積)	件	4,319	10,000

## (2) バイオマスの利活用

### 現 状

本市では、バイオマス利活用施設として平成21(2009)年に有機センターを建設し、本市の豊かな自然環境から創出される資源の有効活用を推進してきました。本市が有するバイオマス資源には、家畜排せつ物や、キノコ廃菌床、たらの芽等の農業系廃棄物、食品加工残さ、生ごみ等の廃棄物系バイオマスと間伐材や稲わら、もみ殻といった未利用系バイオマスがあり、これらの約9割を堆肥化する等して利用しています。豊富な森林資源を活かした木質バイオマスの利活用を促進することも大切です。また、これらの資源を活用することで温室効果ガス排出の削減にも効果が期待されます。

### 課 題

廃棄物系バイオマスのうち、農業系廃棄物、食品加工残さ、生ごみについては、水分量が多く、利用されず焼却処分をする場合、多くのエネルギーを消費することとなるため、今後も継続して利活用ができるようにすることが重要です。

本市の豊かな資源を活用し、現在普及が進んでいない木質バイオマスの利用について、魚沼ならではの木の利用方法、森林がもたらす恩恵や効果を再認識し、普及を促進することが必要です。

### 施策の展開

- 生ごみの減量化と利活用について、生ごみ処理機やコンポストの購入補助を行い、一般家庭での生ごみの減量や堆肥化を推奨し、学校給食調理場等から発生する調理くずも個別処理を推進します。
- 農業系廃棄物の利活用を推進します。
- 暖房の新設や更新の際には、薪ストーブやペレットストーブなどの木質バイオマスを活用した機器が設置されるよう普及を促進します。

### 環境指標

指標項目	単位	R6年度 〈現状値〉	R12年度 〈中間目標値〉
バイオマスの利用率	%	88.0	92.0
生ごみ処理機・コンポストの助成 (直近5年分の実績)	件	50 (R2~R6累計)	75 (R8~R12累計)

## 第6節 安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

### (1) 身近な生活環境の保全

#### 現 状

本市は美しい山々と澄んだ空気に清らかな川など恵まれた自然環境の中にあり、豊かな生活環境を保つことが大切です。

ごみの野外焼却(野焼き)は原則禁止となっていますが、野焼きに関する苦情が年間10件前後寄せられています。たき火や籾殻の燻炭焼き等一部例外が認められているものであっても、他人に迷惑をかける野焼き行為は禁止されており、県では環境にも人にもやさしい新潟米づくりを実践するため、貴重な有機質資源である稲わらや籾殻の焼却をやめて、すき込みや堆肥づくりに活用するよう啓発活動を行っています。家庭ごみや産業廃棄物の野焼きは、ダイオキシン類の発生が心配されています。

ごみの不法投棄は以前に比べ大量投棄は少なくなりましたが、道路脇や河川敷等への不法投棄は絶えません。空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てごみを含め、環境美化運動等により回収した不法投棄ごみは年間3t程度となっています。環境美化運動には自治会を中心に市民が参加し、地域内のポイ捨てごみ等の回収を行っています。年々参加人数が減少してきています。

また、地域環境の保全のために市内の巡回監視を行う「環境監視員制度」や、公共施設や道路などの公共空間への花の植栽運動の補助(花苗の現物支給)を行う「花いっぱい運動」を実施しています。

#### 課 題

ごみの野焼きによる周辺への環境汚染を防止するためには、引き続き野焼き禁止の周知徹底と野焼き行為者への指導を行う必要があります。

不法投棄は景観を害するだけでなく、環境を汚染するおそれがあります。地下水汚染、土壌汚染を防止するためにも、廃棄物の不法投棄や事業者等に対する監視を継続する必要があります。

また、清潔で美しいまちづくりを推進するため、自治会等が中心になった環境美化運動によりポイ捨てごみ等の回収を引き続き行うことが必要です。

#### 施策の展開

##### ①不法投棄

- 啓発と巡回監視活動、監視カメラの設置等により不法投棄の未然防止に努めます。また、不法投棄を発見した際には、早期対応を図ります。
- 不法投棄者を特定した場合には、投棄物の回収、原状回復措置を指導するとともに、法令に基づき関係機関に通報する等再発防止に努めます。

##### ②環境美化運動、花いっぱい運動

- 市民や事業者へ環境意識向上のための啓発を図ります。
- 空き缶、吸い殻等を回収する美化運動への参加を一層推進します。

## 環境指標

指標項目	単位	R6年度 〈現状値〉	R12年度 〈中間目標値〉
不法投棄物処理量	t	2.4	2.0
汚水処理水洗化率	%	97.5	98.0

## (2) 鳥獣被害対策

## 現 状

国内では、生活様式の変化や地域の過疎化により、里山の手入れに人が入らなくなったことが原因となり、ツキノワグマやイノシシ、ニホンザルといった野生鳥獣が、人里近くに出没して人や農作物に被害を及ぼすことが問題になってきました。

環境省では、平成26(2014)年に野生鳥獣の保護に関する法律において、鳥獣の「管理」を目的に加え、鳥獣の生息数を適切に維持するために、鳥獣捕獲事業の実施などの規制緩和を行いました。また令和7(2025)年の改正においては、クマ等の銃猟に関する制度を見直し、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟(以下「緊急銃猟」という。)が可能となりました。

本市では、令和7年10月21日に古新田地内の住宅地付近において当時、新潟県内初、全国で3例目となる緊急銃猟を実施しました。

また、鳥獣被害防止計画を策定し、野生鳥獣から農作物の被害を防ぐとともに、鳥獣被害対策に携わる実施隊員となる担い手の育成補助事業を実施し、野生鳥獣の個体数を管理しながら人との共存を図っています。

## 課 題

人里付近に出没するようになったツキノワグマやニホンザル、イノシシ、ニホンジカなどの野生生物の農作物被害や、人的被害を防止する必要があります。

令和元(2019)年度には、ツキノワグマによる人身被害が発生し、7名の市民が被害を受けました。クマやイノシシといった危険鳥獣<sup>※1</sup>については、特に人的被害が発生しないような対策や、市民への情報提供が必要です。

野生鳥獣が市街地に出没しないためには、人との距離を保つことができる緩衝帯の役割を持つ里山の整備が必要です。また、野生鳥獣を住宅地周辺に近づけないためには、柿や栗などといった果樹の取り残しや放任果樹の伐採、出荷できない農産物の残さを放置しない取組も大切です。

野生鳥獣が人や農作物に被害を与えた際に捕獲する担い手の高齢化がすすみ、次世代の育成が必要です。

## ※1 危険鳥獣

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律において、人の日常生活圏に出現した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定めた鳥獣のこと。新潟県内で該当する種類は、ツキノワグマとイノシシである。

## 施策の展開

- 県の定める鳥獣保護管理事業計画を遵守し、狩猟の許可を適正に行いながら鳥獣の保護及び管理に努めます。
- 鳥獣被害防止計画を策定し、有害鳥獣<sup>※1</sup>による農作物等への被害を防止するために取り組んでいきます。
- ツキノワグマ等の危険鳥獣が市街地に出没した場合に備えて関係機関、団体と連携し、出没した際には迅速かつ的確な対応に努めます。
- ツキノワグマの目撃、痕跡の情報があった際には、自治会長を通じて周辺住民へ速やかに情報を提供します。また、ホームページ等による情報提供や、緊急時には SNS の活用や防災無線、防災ラジオを利用し、注意喚起します。
- 狩猟者人口の減少・高齢化が進む中、有害鳥獣による人身被害や農作物等の被害を防止するため、新規に狩猟免許等を取得する方への支援を行います。また、鳥獣被害対策として整備する資材等について支援を行います。
- 地域農業の持続を図るため、地域が主体となる鳥獣被害対策を支援し、農作物の被害防止に取り組めます。
- 有害鳥獣被害の軽減と捕獲の効率化を図るため、ICTを活用した捕獲等の対策を推進し、被害の抑制に取り組めます。

## 環境指標

指標項目	単位	R6年度 (現状値)	R12年度 (中間目標値)
狩猟従事者数	人	60	60
危険鳥獣による人身被害の人数	人	0	0
獣害による農産物被害額	千円	16,497	12,400



ツキノワグマ



イノシシ

### ※1 有害鳥獣

人や家畜、農作物などに被害を与える鳥類や哺乳類の野生動物を指す。また、有害鳥獣による被害は、農林水産業への被害（食害など）だけでなく、生活環境への被害（足音、鳴き声、糞尿、悪臭、建物の損壊、動物由来の感染症など）も含まれる。

### (3) 公害の抑制

#### 現 状

本市は美しい山々と澄んだ空気に清らかな川など恵まれた自然環境の中にあり、公害や生活環境についても大きな問題はないように考えられていますが、気象条件によっては県内において大陸での大気汚染が原因と思われる光化学スモッグ(光化学オキシダント)<sup>※1</sup>やPM2.5(微小粒子状物質)<sup>※2</sup>の濃度上昇がみられ、県では適時にPM2.5濃度上昇による注意喚起を実施しています。

地下水汚染や土壌汚染について農業集落排水<sup>※3</sup>及び合併処理浄化槽<sup>※4</sup>を含んだ下水道整備が令和6(2024)年度末現在で99.8%と普及しており、生活雑排水による水質汚濁はほとんど見られませんが、家庭や事業者において不注意等による灯油等の油流出事故が冬季を中心に年間25件程度発生しています。

騒音については、環境基準<sup>※5</sup>による類型指定地域において環境騒音調査を6地点で実施していますが、令和6(2024)年調査では1地点において環境基準を超過しています。高速道路騒音では環境基準を達成していますが、地域によっては苦情が寄せられています。新幹線騒音は75デシベル(環境基準70デシベル)を超えている状況になっており、引続き沿線から苦情も発生しています。

なお、市民アンケートによると「公害の防止」は満足度が高く、重要度も高い「現状維持を図るべき項目」という傾向が示されています。

#### ※1 光化学スモッグ(光化学オキシダント)

工場や自動車の排気ガス等に含まれる窒素酸化物や炭化水素等が、太陽光線(紫外線)によって複雑な化学反応を起こして作られるオゾン等の酸化性物質の集合体の事で、その影響で、目や気道の刺激等健康被害を引き起こす。光化学オキシダントのスモッグ(大気汚染によって周囲の見通しが低下している状態)を光化学スモッグと言う。

#### ※2 PM2.5(微小粒子状物質)

大気中を浮遊している2.5 $\mu\text{m}$ (マイクロメートル:1mmの1000分の1)以下の粒子。発生源にはボイラーやエンジン等の排気ガス、火山や黄砂等の自然現象等がある。呼吸によって肺の奥まで入り込みやすく、呼吸器等に影響を及ぼすおそれがある。

#### ※3 農業集落排水

農村地域の生活環境の向上や農業用排水の水質保全等のために、農村地域の各家庭のトイレ、台所、風呂等からの排水を集めて浄化する施設。

#### ※4 合併処理浄化槽

各家庭に取り付ける汚水処理装置のことで、生活排水を浄化して河川等に放流する。トイレの汚水(し尿)だけを処理するものを単独処理浄化槽、風呂や台所の排水も処理するものを合併処理浄化槽と呼ぶ。

#### ※5 環境基準

人の健康や生活環境の保全上、維持することが望ましいとされる環境中の物質濃度や音の大きさの基準。環境基本法により、大気、水、土壌、騒音、ダイオキシンについて基準が定められている。

悪臭については、平成22(2010)年から供用開始している有機センターにおいて家畜排泄物の回収・堆肥化を行っています。また、悪臭に関する相談があった際には、現地調査による原因の特定と指導を行い、適切な維持管理や改善に努め低減してきましたが、完全に解決に至っていないのが現状です。

健康への影響が懸念されるとして近年注目されている有機フッ化合物(PFAS)<sup>※1</sup>については、新潟県が河川及び地下水の調査を実施しており、いずれも指針値を下回る結果となっています。

地盤沈下は現在発生していませんが、冬季は消雪用水として多くの地下水が利用されており、地下水位の低下がみられるようになってきています。地下水の保全と公平な利用を目的として平成27(2015)年4月に魚沼市地下水の保全に関する条例が制定されています。

### ■ 公害苦情処理件数

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
野焼き	12	10	23	8	10
油流出事故	31	28	26	28	24
騒音	2	1	2	2	2
振動	0	0	0	0	0
悪臭	9	10	13	11	4
計	54	50	64	49	40

### 課 題

騒音苦情の発生している地域においては、引き続き騒音測定調査を行い関係機関に改善の要請を行っていく必要があります。新幹線騒音については、JR東日本に改善の要請を行っていますが解決していません。

生活雑排水による水質汚濁をゼロにするためには、下水道整備地域や農業集落排水区域における下水道への接続、中山間地域における合併処理浄化槽の設置等、引き続き各家庭に啓発する必要があります。また、不注意等による灯油等の油流出事故を防止するためには、家庭や事業者における意識の向上を図ることが必要です。

畜産施設における悪臭については、改善についての指導を行っておりますが、なかなか解決や進展しない案件が多い状況です。

地盤沈下を防止するために地下水の適正利用が必要です。

#### ※1 PFAS (ピーファス)

主に炭素とフッ素からなる化学物質の総称で、強く安定した炭素-フッ素結合を持つ。その数は1万種類以上の物質があるとされている。PFASの一種であるPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸、通称ピーフォス)・PFOA(ペルフルオロオクタン酸、通称ピーフォア)は、様々な用途で使用されてきたが、現在は日本国内では製造・輸入等が原則禁止となっている。

## 施策の展開

### ①大気汚染

- 県が実施している環境大気常時監視状況を注視し、光化学スモッグ、PM2.5等の濃度上昇による注意報等発令時には市民、関係機関に速やかに情報を伝達し注意を促します。
- 廃棄物の野焼きは原則禁止となっています。周知を図るとともに、たき火、籾殻の燻炭焼き等例外的に認められているものであっても、周辺から苦情があった場合には中止を求めていきます。

### ②水質汚濁

- 家庭や事業者から油類の流出が発生しないよう啓発に努めます。また、油類の流出等の事故に対し県等の関係機関に連絡し、必要に応じた対応をします。
- 環境への影響を低減するため、農薬や化学肥料等は適正な使用を促します。
- 下水道、農業集落排水処理区域での下水道の接続や区域外での合併処理浄化槽の設置を引き続き啓発します。

### ③騒音、振動

- 環境騒音、自動車騒音の騒音測定調査を実施し騒音状況を監視します。また、県が実施している高速道路騒音、新幹線騒音の測定結果についても注視します。
- 新幹線騒音については、JR東日本に対して引き続き改善の申入れを行います。
- 騒音、振動の苦情相談が生じた場合は、必要に応じて関係機関と連携しながら対応します。

### ④悪臭

- 畜産施設における悪臭については、悪臭の苦情があった際には、状況を把握するとともに、関係機関と連携し、必要な助言、指導を行います。有機センターによる家畜排泄物の堆肥化を推進します。
- 悪臭の苦情相談が生じた場合は、必要に応じて関係機関と連携しながら対応を行います。

### ⑤地盤沈下

- 魚沼市地下水の保全に関する条例に基づき、地下水の適正利用に努めるよう啓発を行います。

### ⑥有害化学物質

- 家庭ごみや産業廃棄物の野焼きによる有害物質が発生しないよう啓発と監視活動を行います。

### ⑦監視体制

- 自動車騒音調査等の実施を継続し、問題の把握に努めます。
- 国、県等が実施する測定調査結果を注視し、必要があれば関係機関と連携し問題の解決に当たります。
- 環境監視員等による巡回監視活動を継続し、問題の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

## 環境指標

指標項目	単位	R6年度 〈現状値〉	R12年度 〈中間目標値〉
騒音環境基準達成率（指定地域・一般）	%	100.0	100.0
騒音環境基準達成率（指定地域・道路）	%	83.3	100.0
野焼き苦情件数	件	10	8
油流出事故件数	件	24	18

# 第4章 計画の推進体制

## 第1節 推進体制の整備

本計画の目標を実現するため、市の体制や全ての主体の参加を促進するための体制を整備し、計画を着実かつ効果的に推進します。

### 1 市の推進体制

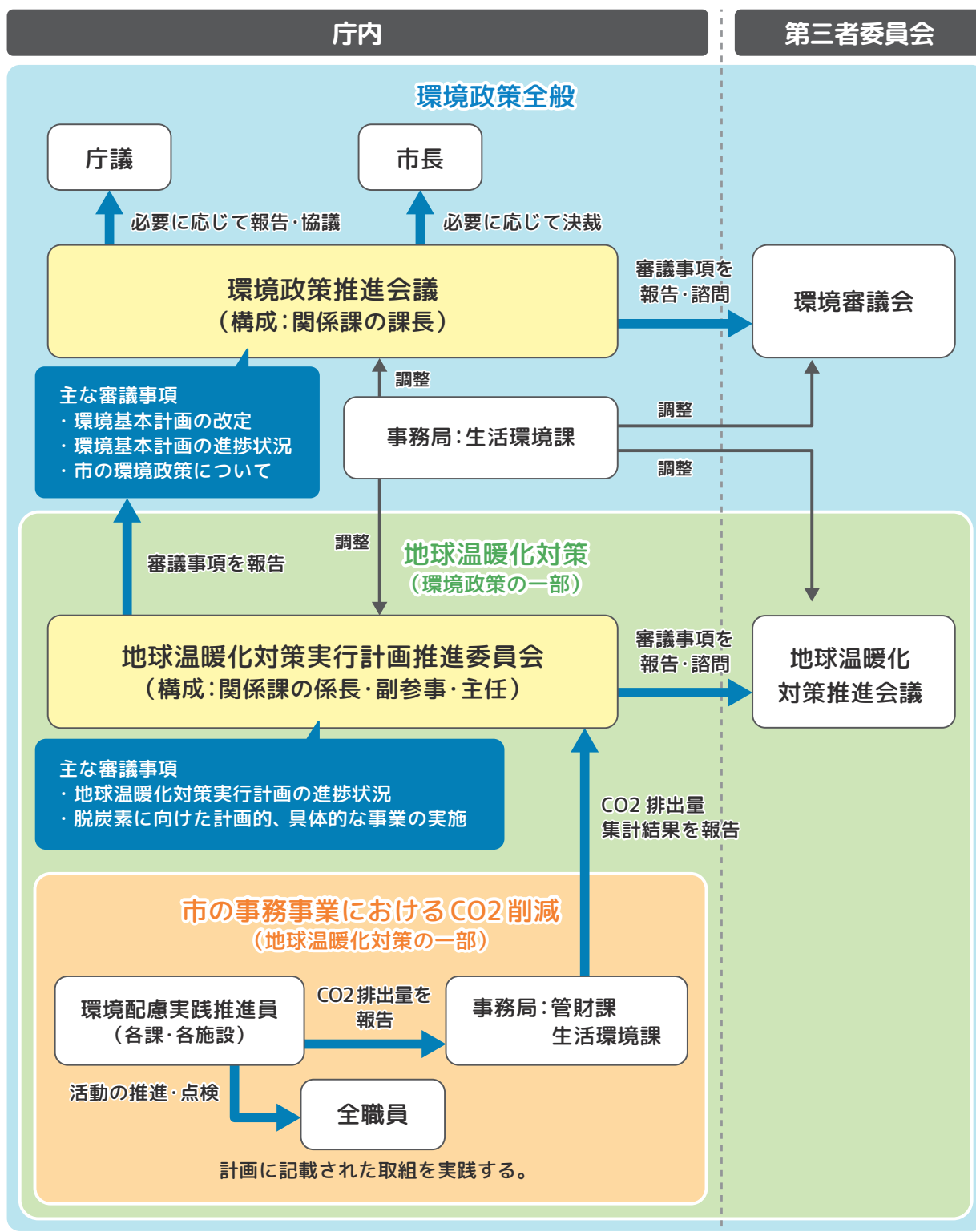
環境に関する政策は、関係する課が多いことから、令和6(2024)年11月に環境政策を推進するに当たり、庁内に2つの組織を設置しました。(「体制図」参照)

環境政策推進会議では、第三次魚沼市環境基本計画の指標の進捗状況や目標達成状況、今後の環境施策を協議します。

地球温暖化対策実行計画推進委員会では、魚沼市地球温暖化対策実行計画の進捗管理や、具体的な地球温暖化対策の施策について横断的に議論する場とします。

また、魚沼市環境基本条例に基づいて設置された魚沼市環境審議会に計画の進捗状況を報告し、点検、評価を行うとともに、意見や助言、提言を受けます。

《体制図》



## 2 市民参加の推進体制

市内の自治会やコミュニティ協議会、事業者、NPO法人、自然環境保護団体等と連携し、多様な主体との協働による全市的な取組をすすめます。

## 3 計画への市民等の意見反映

環境基本計画の見直し、改定にあたっては、魚沼市環境審議会において市民、事業者、民間団体の環境施策に関する意見を広く把握し、これらを計画内容に反映します。

## 第2節 計画推進の考え方

本計画の実効性を確保するため、環境マネジメントシステムや環境指標を活用した進行管理を行います。

計画 (Plan)	基本計画に基づき、各主体における各種の施策、取組の立案を行います。
実施 (Do)	各主体における施策、取組を実行します。
点検 (Check)	各主体における施策、取組の実施や結果の点検、評価を行います。 ・目標（環境指標）の点検、評価 ・取組（実施事業）の点検、評価
見直し (Action)	各主体における施策、取組の問題点を洗い出し、次年度に向けた施策の見直しを行います。

## 付属資料（巻末資料）

1. 魚沼市の概況
2. 計画策定の経緯
3. 魚沼市環境審議会委員名簿
4. 魚沼市環境基本条例
5. 環境指標一覧
6. 「第三次魚沼市総合計画」（仮称）策定に関する市民アンケート調査結果報告書  
（環境分野を抜粋したもの）

## 1. 魚沼市の概況

### (1) 人口・世帯数

年（3月31日現在）	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人口（人）	34,904	34,125	33,438	32,876	32,234
世帯数（世帯）	13,247	13,134	13,117	13,143	13,135

資料：魚沼市 市民課（住民基本台帳）

### (2) 産業構造

区分	総数	産業別			
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
就業人口（人）	17,946	1,591	5,736	10,016	603
構成比（％）	100.0	8.9	32.0	55.8	3.4

資料：国勢調査（令和2年）

### (3) 土地の利用状況（令和6年）

項目	総面積	田 <sup>※1</sup>	畑 <sup>※1</sup>	宅地 <sup>※2</sup>	池沼 <sup>※2</sup>	森林 <sup>※3</sup>	雑種地 その他
面積（km <sup>2</sup> ）	946.76	32.4	5.27	9.50	9.41	788.53	101.65
割合（％）	100	3.42	0.56	1.00	0.99	83.29	10.74

資料：新潟県統計年鑑「※1 耕地面積 ※2 地目別面積 ※3 林野面積」

### (4) 気候（気象庁アメダス観測所、平年値）

観測所名	項目	1月	8月	年間
小出	平均気温(°C)	0.2	26.2	12.5
	降水量(mm)	383.0	175.9	2698.0
	降雪量(cm)	292.7	—	778.9
	最深積雪(cm)	165.7	—	201.3
守門	平均気温(°C)	-0.6	25.1	11.4
	降水量(mm)	414.7	209.5	3086.5
	降雪量(cm)	362.3	—	1062.0
	最深積雪(cm)	226.1	—	267.3

（平年値は、2005年～2024年の20年間の平均値）

資料：気象庁ホームページ

## (5) 自然環境

## ■鳥獣保護区

区分（区分名）	位置又は区域	面積 (ha)	期間
御嶽山鳥獣保護区 （身近な鳥獣生息地）	堀之内地域	484	平成26年11月1日～令和16年10月31日
成田山鳥獣保護区 （森林鳥獣生息地）	小出地域	302	平成24年11月1日～令和14年10月31日
権現堂鳥獣保護区 （森林鳥獣生息地）	広神、守門地域	725	平成27年11月1日～令和17年10月31日
浅草岳鳥獣保護区 （森林鳥獣生息地）	入広瀬地域	1,321	平成20年11月1日～令和10年10月31日
湯之谷奥只見湖 鳥獣保護区 （大規模生息地）	湯之谷、広神、 入広瀬地域	38,128	平成25年11月1日～令和15年10月31日
尾瀬特別保護地区	湯之谷地域	322	平成25年11月1日～令和15年10月31日
守門鳥獣保護区 （森林鳥獣生息地）	守門、入広瀬 地域、三条市	3,725	平成22年11月1日～令和12年10月31日
越後三山鳥獣保護区 （森林鳥獣生息地）	湯之谷地域、 南魚沼市	4,515	平成20年11月1日～令和10年10月31日

## ■自然環境保全調査 調査箇所数及び確認種数

調査対象	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	調査箇所数	確認種数	調査箇所数	確認種数	調査箇所数	確認種数	調査箇所数	確認種数	調査箇所数	確認種数
植 物	1箇所	485種	1箇所	394種	1箇所	479種	2箇所	523種	2箇所	562種
鳥 類	4箇所	65種	4箇所	71種	4箇所	71種	5箇所	67種	5箇所	72種
昆虫類	—	—	2箇所	チョウ 34種 トンボ 6種	2箇所	チョウ 34種	2箇所	チョウ 23種 トンボ 13種	3箇所	チョウ 19種 トンボ 29種 甲虫類 14種
水生生物	2箇所	34種	2箇所	27種	—	—	—	—	—	—

## ■自然環境保全調査 調査ボランティア人数

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
176	225	168	133	175

■ ツキノワグマ目撃情報等通報件数

単位：件

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
154	49	48	124	49

■ 鳥獣による農業被害額

単位：千円

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
24,441	24,434	13,139	10,235	16,497

(6) 生活環境

■環境騒音及び自動車騒音測定結果

単位：デシベル

No	地域の類型	調査地点	環境基準		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	A類型 第2種区域 第1種住宅地域	稲荷町	55	45	50	41	51	37	49	38	46	37	54	35
2	A類型 第2種区域 幹線道路沿線 (県道虫野小出停車場線)	南新町	70	65	58	47	61	49	61	51	58	46	60	48
3	B類型 第3種区域 近隣商業地域	佐梨 明神町	55	45	53	38	48	38	47	40	46	37	49	38
4	B類型 第3種区域 線道路沿線 (県道堀之内小出線)	小出旭町	70	65	62	56	65	59	62	57	62	56	64	58
5	C類型 第3種区域 商業地域	南本町	60	50	54	44	59	42	58	44	54	45	-	-
6	C類型 第3種区域 幹線道路沿線 (国道17号)	佐梨	70	65	69	*68	68	*67	69	65	69	*67	70	*67
7	道路沿線 (高速道路) (一般地域 C相当)	中島	65	60	50	58	51	48	50	44	51	47	-	-
8	道路沿線 (高速道路) (一般地域 C)	稲荷町	65	60	55	53	56	53	54	53	55	51	-	-
9	道路沿線 (高速道路) (一般地域 B相当)	中島	65	60	55	52	55	55	55	52	55	52	-	-
10	道路沿線 (高速道路) 実施：新潟県	みどりヶ丘	70	65	60	57	63	60	61	58	62	58	63	59

※1 「-」は観測未実施、「\*」は環境基準超過

(参考) 環境基準値

単位：デシベル

時間		類型	一般地域			道路に面する地域			
			A	B	C	A	B	C	幹線道路
昼間	6:00~22:00		55以下		60以下	60以下	65以下		70以下
夜間	22:00~6:00		55以下		50以下	55以下	60以下		65以下

※1 幹線道路は高速自動車国道、一般国道及び県道に面する15mまたは20m以下の地域

### ■新幹線騒音調査結果

単位：デシベル

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長屋（堀之内）	73	74	74	74	77

※1 調査実施：新潟県

※2 環境基準 70 デシベル（地域の類型I：主として住居地域）

### ■不法投棄回収量

単位：kg

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
環境美化運動	4,577	3,480	3,058	2,442	2,243
不法投棄	870	1,560	750	896	185
計	5,447	5,040	3,808	3,338	2,428

## 2. 計画策定の経緯

期日	会議等名称	内容等
令和7年5月20日	第1回魚沼市環境政策推進会議	・計画骨子案の審議
5月30日	第1回魚沼市環境審議会	・計画骨子案の審議、承認
10月2日	第2回魚沼市環境政策推進会議	・計画素案の審議
10月3日	第2回魚沼市環境審議会	・計画素案の審議、承認
11月17日	第3回魚沼市環境政策推進会議	・計画案の審議
12月5日	第3回魚沼市環境審議会	・計画案の審議、承認
12月11日	魚沼市議会福祉文教委員会	・計画素案の審議
令和8年1月5日	魚沼市庁議	・計画案の審議
1月13日～2月12日	パブリックコメントの実施	・市民意見の聴取
2月16日	第4回魚沼市環境政策推進会議	・計画最終案の審議
2月26日	第4回魚沼市環境審議会	・計画最終案の審議、承認
3月17日	第三次魚沼市環境基本計画策定	

## 3. 魚沼市環境審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体等	任期
会長	高橋 和利	新潟県環境整備事業協同組合理事	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日
副会長	高橋 正和	魚沼市環境監視員	//
委員	渡辺 和生	魚沼市自然環境保全調査委員	//
//	佐藤 英里	尾瀬ネイチャーガイド	//
//	西生 順	新潟県南魚沼地域振興局 健康福祉 環境部 環境センター長	//
//	渡邊 明	魚沼市商工会	//
//	橘 恵子	魚沼市消費者協会会長	//
//	森山 敏明	市民	//

## 4. 魚沼市環境基本条例

平成19年3月22日

条例第24号

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、自然と人間との共生の下で、生産、消費等の社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な、課題であることを共通の認識として、積極的に推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴う公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## (市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に参画し、協力する責務を有する。

## (施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種施策相互の有機的な連体を図るとともに、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌、生物等の自然を構成する要素を将来にわたって良好な状態に保持することにより、健全で恵み豊かな環境を維持し、又は形成すること。

(2) 生態系の多様性の確保及び希少な野生生物の保護並びに樹林地、農地、水辺等によって構成される多様な自然環境の適切な保全を図ることにより、自然と人間が共生する豊かな環境を確保すること及び人と自然の豊かなふれあいを確保すること。

(3) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成並びに文化財その他の歴史的遺産等の保全及び活用を図り、個性豊かで文化の薫る快適な環境を創造すること。

(4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源及びエネルギーの消費抑制並びにこれらの循環的な利用等を促進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

## (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の大綱

(3) 環境の保全に関する環境配慮のための指針

(4) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ魚沼市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めた場合は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

( 施策の策定に当たっての環境への配慮 )

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければならない。

( 自然環境の保全と健全な利用の促進 )

第10条 市は、自然環境の保全を総合的に推進するため、樹林地、水辺地等の多様な自然環境の保全を図るとともにそれらを核とした生物生息空間等の有機的な連携の確保を旨として、公園、緑地その他の公共的施設の整備及び健全な利用の促進を図らなければならない。

( 環境教育等の推進 )

第11条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により市民及び事業者が環境保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

( 環境状況の把握等 )

第12条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、観測等の体制の整備に努めるものとする。

( 推進体制の整備 )

第13条 市は、関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

( 環境審議会 )

第14条 市の環境の保全に関する事項について、調査審議するため環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、魚沼市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員8人以内を持って組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) その他環境の保全及び創造に関する重要事項

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 ( 略 )

## 5. 環境指標一覧

指標項目		単位	R6年度 〈現状値〉	R12年度 〈中間目標値〉
1 豊かな自然環境の保全と育成	<b>(1) 四季豊かな自然の保全と継承</b>			
	国立・国定公園の指定箇所数	箇所	2	2
	国立・国定公園の指定面積	ha	47,005	47,005
	鳥獣保護区の面積	ha	49,522	49,522
	県立自然公園、自然（緑地）環境保全地域の指定	箇所	1	1
	市指定天然記念物の指定件数	件	6	6
	保全地区、保護動植物の指定数	件	7	7
	<b>(2) 森林の整備・保全</b>			
森林整備面積（累積）	ha	861 (H16～R6累計)	1,032 (H16～R12累計)	
林業従事者総数	人	22	30	
「ウェルビーイング/高い生活の質」 を 実感 できる 暮らし の実現	<b>(1) 自然環境を活用した地域づくりの推進</b>			
	都市公園の面積	ha	62.5	62.5
	魚沼市プレミアム認定品及び魚沼ブランド推奨品登録商品販売額向上割合	%	43.8	55.0
	友好都市等との自然を活用した体験事業の参加者数	人	8,852	9,300
	<b>(2) 森林資源の利活用の推進</b>			
	木材生産量	m <sup>2</sup>	1,914 (R2～R6平均)	2,200
地元産木材利用量	m <sup>2</sup>	137	166	
3 自然への親しみや学びの 機会を通して誇りを持つ ふるさとづくり	<b>(1) 環境教育と環境学習の推進</b>			
	児童・生徒を対象とした環境教室等の参加者数	人	69	70
	生物多様性セミナーの参加者数	人	70	100
	出前講座等環境学習回数	回	12	15
	<b>(2) 市民協働による自然環境保全活動の推進</b>			
	生物多様性調査の参加者数（延べ人数）	人	175	200
自然保護協力員及び保護活動団体数	人・団体	8	8	

	指 標 項 目	単 位	R6年度 (現状値)	R12年度 (中間目標値)
4 気候変動への 適応及び対策	<b>(1) 地球温暖化対策の推進</b>			
	市内の温室効果ガス排出量	千 t	233.5 (R4年度)	174.9
	市の事務事業における温室効果ガス排出量	t	15,037	10,814
	再生可能エネルギー機器の設置に伴う 温室効果ガス削減量	t	228 (R元～R6累計)	470 (R元～R12累計)
	ZEB Ready 以上を達成した公共施設の数 (累計)	施設	0	2
5 持続可能な循環型社会の構築	<b>(1) ごみの減量化とリサイクルの推進</b>			
	市民一人一日当たりのごみ排出量	g	1,042	970
	リサイクル率	%	17.9	21.5
	ごみ分別アプリ「エコうお」 ダウンロード数 (累積)	件	4,319	10,000
	<b>(2) バイオマスの利活用</b>			
	バイオマスの利用率	%	88	92
生ごみ処理機・コンポストの助成 (直近5年分の実績)	件	50 (R2～R6累計)	75 (R8～R12累計)	
6 安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現	<b>(1) 身近な生活環境の保全</b>			
	不法投棄物処理量	t	2.4	2.0
	汚水処理水洗化率	%	97.5	98.0
	<b>(2) 鳥獣被害対策</b>			
	狩猟従事者数	人	60	60
	危険鳥獣による人身被害の人数	人	0	0
	獣害による農産物被害額	千円	16,497	12,400
	<b>(3) 公害の抑制</b>			
	騒音環境基準達成率 (指定地域・一般)	%	100	100
	騒音環境基準達成率 (指定地域・道路)	%	83	100
野焼き苦情件数	件	10	8	
油流出事故件数	件	24	18	

6. 「第三次魚沼市総合計画」（仮称）策定に関する市民アンケート調査結果報告書（環境分野を抜粋したもの）

**「第三次魚沼市総合計画」（仮称）  
策定に関する  
市民アンケート調査結果報告書**

**令和6年3月**

**魚 沼 市**

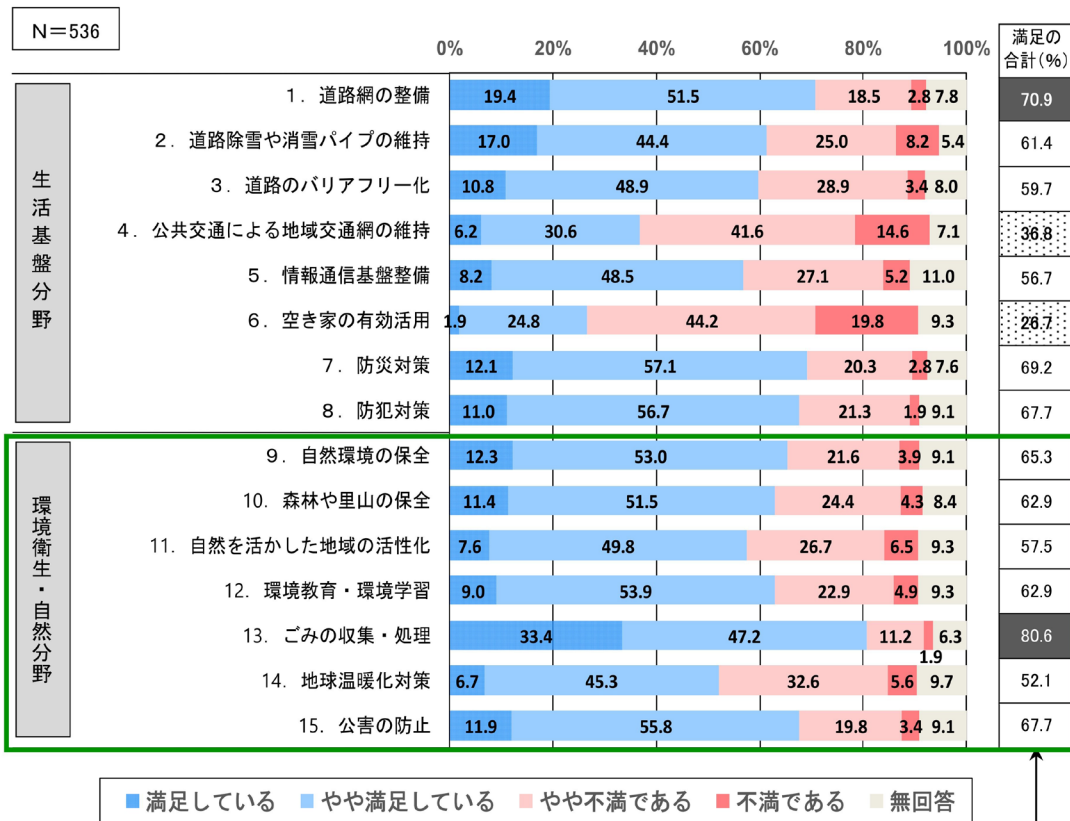
## 5 市政全般の満足度・重要度について

問 39 今後、ますます魚沼市がかがやき続けるために、市の取組の満足度と重要度についておたずねします。それぞれあてはまるものに1つだけ○をつけてください。

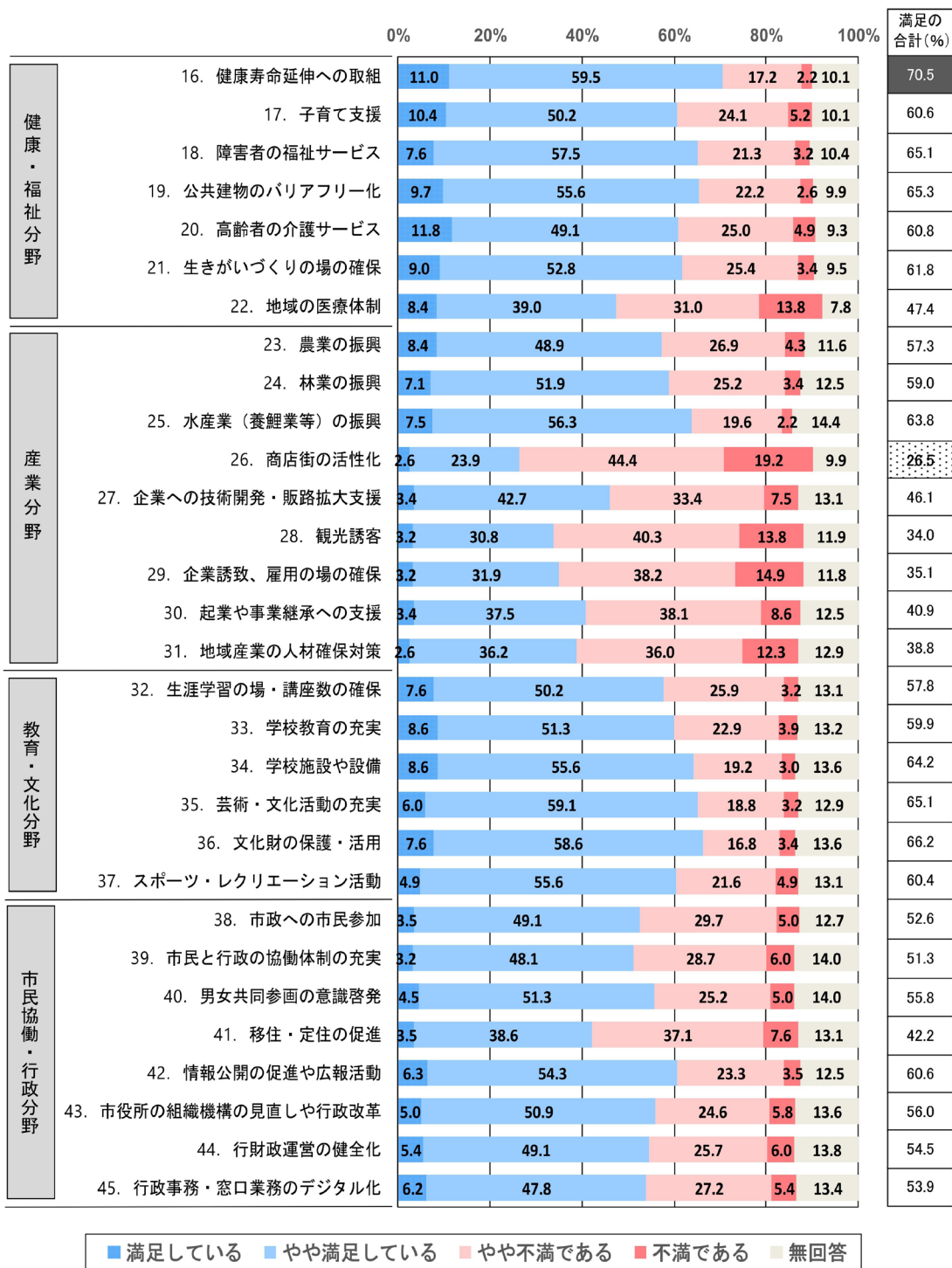
### (1) 現在の市政に対する満足度

現在の市政に対する「満足度」として45項目について尋ねたところ、「満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足している』は、「13. ごみの収集・処理」が80.6%と最も高く、次いで、「1. 道路網の整備」(70.9%)、「16. 健康寿命延伸への取組」(70.5%)となっています。

一方、「不満である」と「どちらかといえば不満である」を合わせた『不満である』は、「6. 空き家の有効活用」が64.0%と最も高く、次いで、「26. 商店街の活性化」(63.6%)、「4. 公共交通による地域交通網の維持」(56.2%)となっています。



※「満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足している』割合が高い項目を■、低い項目を□で示しています。

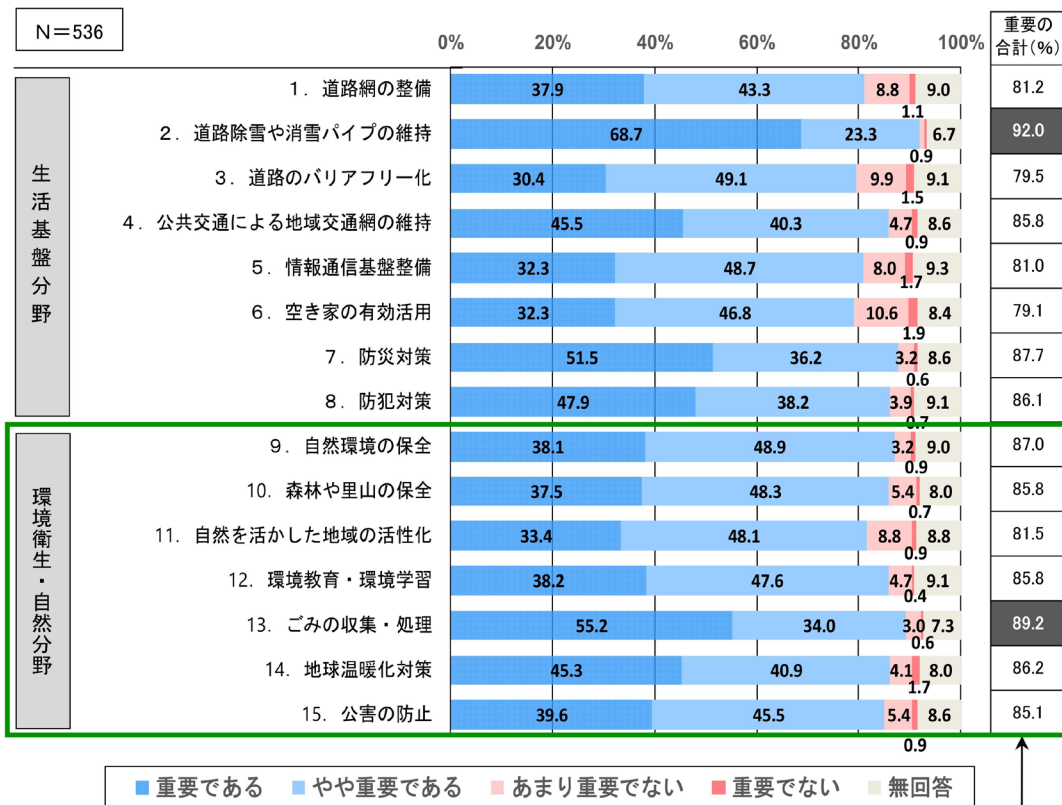


※「満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足している』割合が高い項目を■、低い項目を□で示しています。

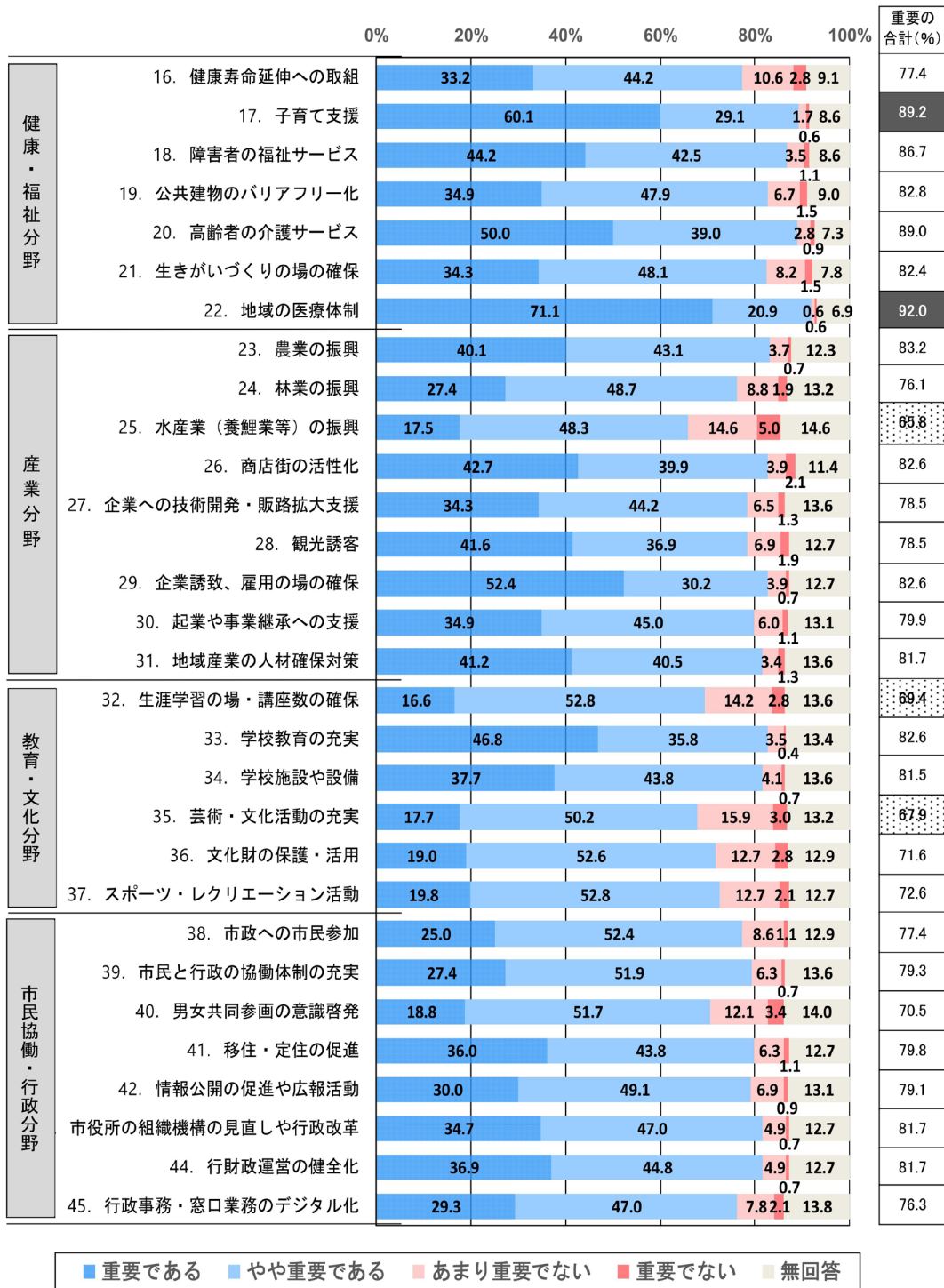
(2) 今後の市政における重要度

今後の市政における「重要度」として45項目について尋ねたところ、「重要である」と「やや重要である」を合わせた『重要である』は、「2. 道路除雪や消雪パイプの維持」と「22. 地域の医療体制」が共に92.0%で最も高く、次いで、「13. ごみの収集・処理」と「17. 子育て支援」（共に89.2%）となっています。

一方、「重要でない」と「あまり重要でない」を合わせた『重要でない』は、「25. 水産業（養鯉業等）の振興」が19.6%と最も高く、次いで、「35. 芸術・文化活動の充実」（18.8%）、「32. 生涯学習の場・講座数の確保」（17.0%）となっています。



※「重要である」と「やや重要である」を合わせた『重要である』割合が高い項目を■、低い項目を□で示しています。



※「重要である」と「やや重要である」を合わせた『重要である』割合が高い項目を■、低い項目を□で示しています。

### (3) 満足度・重要度の指数化

前項の回答結果を客観的に評価する分析手法として、満足度・重要度に関する回答をそれぞれ指数化し、比較しました。

満足度・重要度の指数の算出方法及び各選択肢の得点は、次に示すとおりです。

#### 〔満足度・重要度指数の求め方〕

$$\text{満足度} = \frac{\text{「満足」} \times 2 + \text{「やや満足」} \times 1 + \text{「やや不満」} \times (-1) + \text{「不満」} \times (-2)}{\text{「無回答」を除く回答者数}}$$

$$\text{重要度} = \frac{\text{「重要」} \times 2 + \text{「やや重要」} \times 1 + \text{「あまり重要でない」} \times (-1) + \text{「重要でない」} \times (-2)}{\text{「無回答」を除く回答者数}}$$

#### 〔満足度・重要度の各回答の得点〕

回 答	点 数
満足している	2点
やや満足している	1点
やや不満である	-1点
不満である	-2点
無回答	対象外

回 答	点 数
重要である	2点
やや重要である	1点
あまり重要でない	-1点
重要でない	-2点
無回答	対象外

#### ●満足度指数

全体の満足度指数の平均は 0.28 点で、最も満足度指数が高かった項目は、「13. ごみの収集・処理」の 1.06 点、最も満足度指数が低かった項目は、「6. 空き家の有効活用」の -0.61 点となっています。

満足度指数が高い項目は、「1. 道路網の整備」、「16. 健康寿命延伸への取組」、「7. 防災対策」等となっており、満足度が低い項目は、「26. 商店街の活性化」、「28. 観光誘客」、「29. 企業誘致、雇用の場の確保」等となっています。

#### ●重要度指数

全体の重要度指数の平均は 1.23 点で、最も重要度指数が高かった項目は、「22. 地域の医療体制」の 1.73 点、最も重要度指数が低かった項目は、「25. 水産業（養鯉業等）の振興」の 0.69 点となっています。

重要度指数が高い項目は、「2. 道路除雪や消雪パイプの維持」、「17. 子育て支援」、「13. ごみの収集・処理」等となっています。

[全 45 項目の満足度・重要度指数の順位]

満足度		順位	重要度	
項目名	指数		項目名	指数
13. ごみの収集・処理	1.06	1	22. 地域の医療体制	1.73
1. 道路網の整備	0.72	2	2. 道路除雪や消雪パイプの維持	1.70
16. 健康寿命延伸への取組	0.67	3	17. 子育て支援	1.60
7. 防災対策	0.60	4	13. ごみの収集・処理	1.51
8. 防犯対策	0.59	5	29. 企業誘致、雇用の場の確保	1.49
15. 公害の防止	0.59	6	7. 防災対策	1.48
36. 文化財の保護・活用	0.58	7	20. 高齢者の介護サービス	1.45
25. 水産業(養鯉業等)の振興	0.55	8	33. 学校教育の充実	1.45
34. 学校施設や設備	0.55	9	8. 防犯対策	1.42
9. 自然環境の保全	0.53	10	18. 障害者の福祉サービス	1.37
19. 公共建物のバリアフリー化	0.53	11	4. 公共交通による地域交通網の維持	1.37
35. 芸術・文化活動の充実	0.53	12	31. 地域産業の人材確保対策	1.35
18. 障害者の福祉サービス	0.50	13	14. 地球温暖化対策	1.35
10. 森林や里山の保全	0.45	14	23. 農業の振興	1.35
33. 学校教育の充実	0.43	15	26. 商店街の活性化	1.32
12. 環境教育・環境学習	0.43	16	9. 自然環境の保全	1.32
21. 生きがいづくりの場の確保	0.43	17	34. 学校施設や設備	1.32
42. 情報公開の促進や広報活動	0.42	18	12. 環境教育・環境学習	1.31
20. 高齢者の介護サービス	0.42	19	44. 行財政運営の健全化	1.29
17. 子育て支援	0.41	20	15. 公害の防止	1.28
37. スポーツ・レクリエーション活動	0.39	21	10. 森林や里山の保全	1.27
2. 道路除雪や消雪パイプの維持	0.39	22	43. 市役所の組織機構の見直しや行政改革	1.26
24. 林業の振興	0.39	23	28. 観光誘客	1.25
32. 生涯学習の場・講座数の確保	0.38	24	41. 移住・定住の促進	1.23
3. 道路のバリアフリー化	0.38	25	30. 起業や事業継承への支援	1.23
23. 農業の振興	0.34	26	27. 企業への技術開発・販路拡大支援	1.20
5. 情報通信基盤整備	0.31	27	1. 道路網の整備	1.19
40. 男女共同参画の意識啓発	0.29	28	19. 公共建物のバリアフリー化	1.19
43. 市役所の組織機構の見直しや行政改革	0.29	29	42. 情報公開の促進や広報活動	1.15
11. 自然を活かした地域の活性化	0.28	30	21. 生きがいづくりの場の確保	1.15
44. 行財政運営の健全化	0.26	31	39. 市民と行政の協働体制の充実	1.14
45. 行政事務・窓口業務のデジタル化	0.25	32	11. 自然を活かした地域の活性化	1.14
38. 市政への市民参加	0.19	33	5. 情報通信基盤整備	1.12
14. 地球温暖化対策	0.17	34	45. 行政事務・窓口業務のデジタル化	1.09
39. 市民と行政の協働体制の充実	0.16	35	3. 道路のバリアフリー化	1.07
27. 企業への技術開発・販路拡大支援	0.01	36	6. 空き家の有効活用	1.06
22. 地域の医療体制	-0.03	37	38. 市政への市民参加	1.05
41. 移住・定住の促進	-0.08	38	24. 林業の振興	1.05
30. 起業や事業継承への支援	-0.13	39	16. 健康寿命延伸への取組	1.04
31. 地域産業の人材確保対策	-0.22	40	37. スポーツ・レクリエーション活動	0.87
4. 公共交通による地域交通網の維持	-0.30	41	36. 文化財の保護・活用	0.83
29. 企業誘致、雇用の場の確保	-0.34	42	40. 男女共同参画の意識啓発	0.82
28. 観光誘客	-0.35	43	32. 生涯学習の場・講座数の確保	0.77
26. 商店街の活性化	-0.60	44	35. 芸術・文化活動の充実	0.74
6. 空き家の有効活用	-0.61	45	25. 水産業(養鯉業等)の振興	0.69
平均値	0.28		平均値	1.22

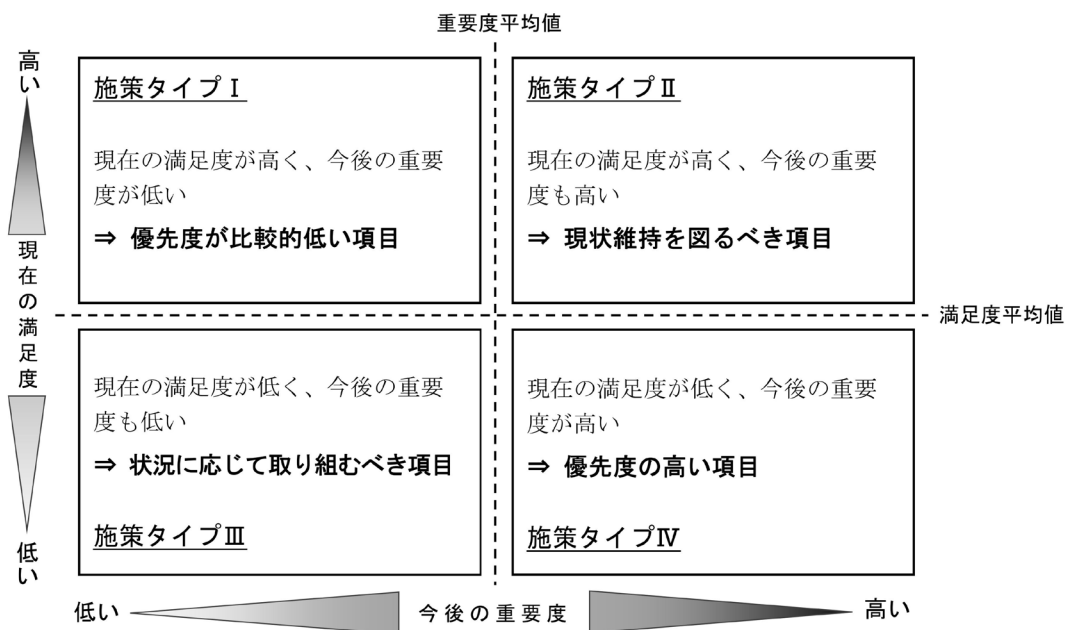
平均値

#### (4) 満足度と重要度の相関図による分析

施策項目の優先性を検討するために、先に算出した45項目の満足度と重要度の指数をもとに、縦軸に満足度、横軸に重要度を設定し、各施策の位置づけを整理します。

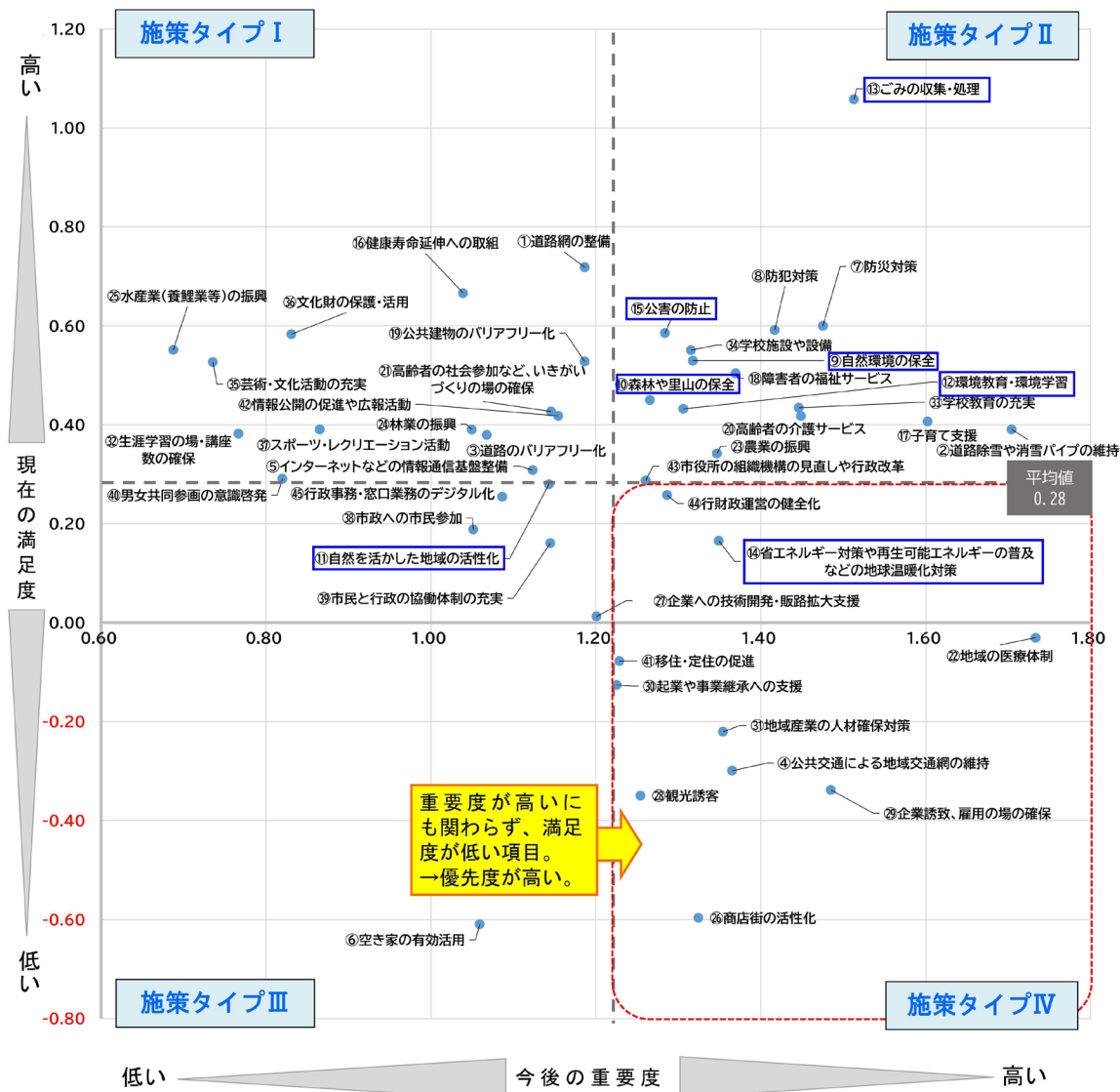
相関図は、ある施策の満足度と重要度の評価が、他の施策と比べて相対的に高いか、もしくは低いかを表しており、全体的に次のような傾向を示しています。

##### 〔相関図の見方〕



- 施策タイプⅠ・・・「満足度」が平均値以上で、「重要度」は平均値以下のもの
- 施策タイプⅡ・・・「満足度」が平均値以上で、「重要度」も平均値以上のもの
- 施策タイプⅢ・・・「満足度」が平均値以下で、「重要度」も平均値以下のもの
- 施策タイプⅣ・・・「満足度」が平均値以下で、「重要度」は平均値以上のもの

〔満足度と重要度の散布図〕



分析結果をみると、

施策タイプ I（優先度が比較的低い項目）に属するもの：15 項目

施策タイプ II（現状維持を図るべき項目）に属するもの：15 項目

施策タイプ III（状況に応じて取り組むべき項目）に属するもの：5 項目

施策タイプ IV（優先度の高い項目）に属するもの：10 項目

となっています。

このうち、赤の破線で囲まれている部分（施策タイプ IV）は、重要度が高いにもかかわらず満足度の低い項目であり、今後、優先的に取り組む必要がある項目です。

●施策タイプⅠ：優先度が比較的低い項目（満足度：高、重要度：低）

項目名	満足度指数	重要度指数
1. 道路網の整備	0.72	1.19
16. 健康寿命延伸への取組	0.67	1.04
36. 文化財の保護・活用	0.58	0.83
25. 水産業(養鯉業等)の振興	0.55	0.69
19. 公共建物のバリアフリー化	0.53	1.19
35. 芸術・文化活動の充実	0.53	0.74
21. 高齢者の社会参加など、生きがいづくりの場の確保	0.43	1.15
42. 情報公開の促進や広報活動	0.42	1.15
37. スポーツ・レクリエーション活動	0.39	0.87
24. 林業の振興	0.39	1.05
32. 生涯学習の場・講座数の確保	0.38	0.77
3. 道路のバリアフリー化	0.38	1.07
5. インターネットなどの情報通信基盤整備	0.31	1.12
40. 男女共同参画の意識啓発	0.29	0.82
11. 自然を活かした地域の活性化	0.28	1.14

●施策タイプⅡ：現状維持を図るべき項目（満足度：高、重要度：高）

項目名	満足度指数	重要度指数
13. ごみの収集・処理	1.06	1.51
7. 防災対策	0.60	1.48
8. 防犯対策	0.59	1.42
15. 公害の防止	0.59	1.28
34. 学校施設や設備	0.55	1.32
9. 自然環境の保全	0.53	1.32
18. 障害者の福祉サービス	0.50	1.37
10. 森林や里山の保全	0.45	1.27
33. 学校教育の充実	0.43	1.45
12. 環境教育・環境学習	0.43	1.31
20. 高齢者の介護サービス	0.42	1.45
17. 子育て支援	0.41	1.60
2. 道路除雪や消雪パイプの維持	0.39	1.70
23. 農業の振興	0.34	1.35
43. 市役所の組織機構の見直しや行政改革	0.29	1.26

## ●施策タイプⅢ：状況に応じて取り組むべき項目（満足度：低、重要度：低）

項目名	満足度指数	重要度指数
45. 行政事務・窓口業務のデジタル化	0.25	1.09
38. 市政への市民参加	0.19	1.05
39. 市民と行政の協働体制の充実	0.16	1.14
27. 企業への技術開発・販路拡大支援	0.01	1.20
6. 空き家の有効活用	-0.61	1.06

## ●施策タイプⅣ：優先度の高い項目（満足度：低、重要度：高）

項目名	満足度指数	重要度指数
22. 地域の医療体制	-0.03	1.73
41. 移住・定住の促進	-0.08	1.23
30. 起業や事業継承への支援	-0.13	1.23
31. 地域産業の人材確保対策	-0.22	1.35
4. 公共交通による地域交通網の維持	-0.30	1.37
29. 企業誘致、雇用の場の確保	-0.34	1.49
28. 観光誘客	-0.35	1.25
26. 商店街の活性化	-0.60	1.32
44. 行財政運営の健全化	0.26	1.29
14. 省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及などの地球温暖化対策	0.17	1.35

分野別にみると、施策タイプⅣでは、10項目のうちの半数が“産業分野”の項目が占めています。

## 〔分野別・施策タイプ別の項目数〕

分野	施策タイプⅠ	施策タイプⅡ	施策タイプⅢ	施策タイプⅣ	合計
生活基盤分野	3	3	1	1	8
環境衛生・自然分野	1	5	—	1	7
健康・福祉分野	3	3	—	1	7
産業分野	2	1	1	5	9
教育・文化分野	4	2	—	—	6
市民協働・行政分野	2	1	3	2	8

施策タイプⅠ：優先度が比較的低い項目（満足度：高、重要度：低）

施策タイプⅡ：現状維持を図るべき項目（満足度：高、重要度：高）

施策タイプⅢ：状況に応じて取り組むべき項目（満足度：低、重要度：低）

施策タイプⅣ：優先度の高い項目（満足度：低、重要度：高）

豊かな自然と人が共生するまちづくり  
第三次魚沼市環境基本計画

令和8(2026)年3月策定

---

発行

魚沼市 市民福祉部 生活環境課

〒946-8601

新潟県魚沼市小出島910番地

T E L 025-792-9766

F A X 025-793-1016

E-mail kankyo@city.uonuma.lg.jp

H P <https://www.city.uonuma.lg.jp/>

---



魚沼市



魚沼市公式キャラクター  
うおぬまっち